

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM\_TOUSHIN\_1.2

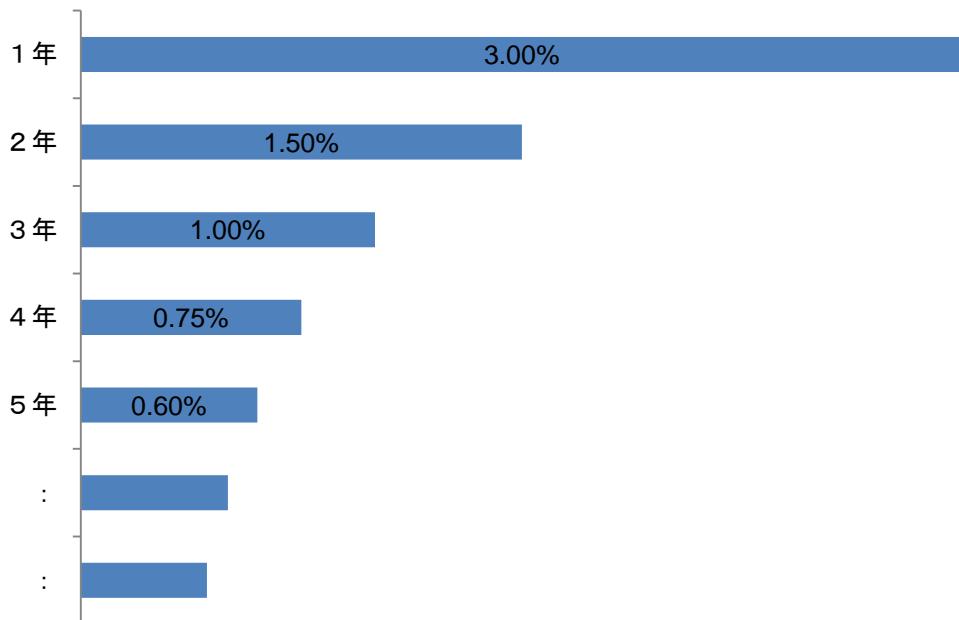
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。



# フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン

ポートフォリオA(為替ヘッジなし)／  
ポートフォリオB(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

毎月  
決算

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

**フィデリティ投信株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

フリーコール：**0120-00-8051** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者 **三井住友信託銀行株式会社**



ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
ポートフォリオA (為替ヘッジなし)	追加型投信	海外	債券
ポートフォリオB (為替ヘッジあり)			

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(債券 (ハイ・イールド債)))	年12回 (毎月)	北米	ファミリーファンド	なし あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

## フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2020年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

3兆317億円(2020年6月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう  
フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポート  
フォリオA(為替ヘッジなし)及びフィデリティ・ハイ・  
イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB(為替ヘッ  
ジあり)の募集については、委託会社は、金融商品取  
引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年2  
月19日に関東財務局長に提出し、2020年2月20日  
にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合  
には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26  
年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様に  
ご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)  
に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求  
いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社にご請求された場合は、その旨を  
ご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

## ファンドの特色

米ドル建高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要な投資対象とします。

- 1 ● Ba格(ムーディーズ社)以下またはBB格(S&P社)以下の格付のハイ・イールド・ボンドを中心に投資します。なお、一部、格付を持たない有価証券にも投資します。

- 一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドにも投資します。

- 一部、株式に投資を行なう場合があります。

2 個別企業分析に基づき、米ドル建高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を中心に投資することにより、高水準の利息等収入の確保を図るとともに値上り益の追求を目指します。

- 個別企業の信用分析を綿密に行なうことで組入証券のデフォルト(利払い、元本返済の不履行または遅延)のリスクを可能な限り回避するとともに、格付の引き上げの可能性のある企業を選別し値上がり益の追求を目指します。

3 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

4 ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

5 債券等の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

6 「ファミリーファンド方式」\*1により運用を行ないます。

ポートフォリオA(為替ヘッジなし)は、原則として為替ヘッジを行ないません。

ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は、実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

また、販売会社によっては、ポートフォリオA(為替ヘッジなし)、ポートフォリオB(為替ヘッジあり)間にスイッチングが可能です。

※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ポートフォリオA(為替ヘッジなし)は、ICE BofA\*2 USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)をベンチマークとします。

8 ● ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)は、株式会社三菱UFJ銀行が発表する換算レートとともに委託会社が算出しています。

ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は、為替ヘッジ付きのインデックスが存在しないため、ベンチマークを設定しません。

※市況動向、資金動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

\*1 ファンドは「ファミリーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

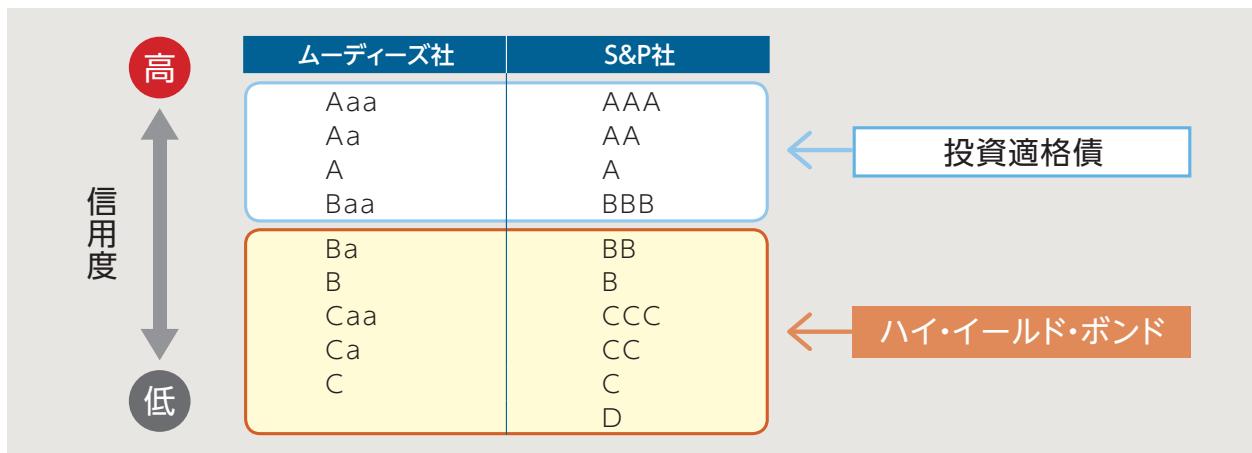
\*2 ICE BofAはICE BofA indexを現状有姿の状態でライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。またICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、ファミリーファンド株式会社あるいは同社の商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

This Japanese translation of the disclaimer is for informational purposes only, and the English language disclaimer, which is available upon request, controls with respect to ICE Data Indices, LLC and the ICE BofA Indices.

# 1. ファンドの目的・特色

## ハイ・イールド・ボンドとは

米国では、ムーディーズ社やS&P社といった格付機関が、債券の元本、利息が償還時まで、どの程度確実に支払われるかを評価しています。Ba(ムーディーズ社)以下または、BB(S&P社)以下の格付けの事業債、および格付けされていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド・ボンドといいます。



## 米国ハイ・イールド・ボンドの特色

1. 米国国債に比較して、一般的に高利回りです。
2. 米国金利動向に影響を受けますが、米国国債に比較して歴史的に金利に対する相関度は低いことが見受けられます。
3. 債券を発行している企業の業績や、景気動向、格付動向に大きく影響を受けます。
4. 米ドル建て債券ですので、為替動向の影響を受けます。

## 運用の委託先

マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー(所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。

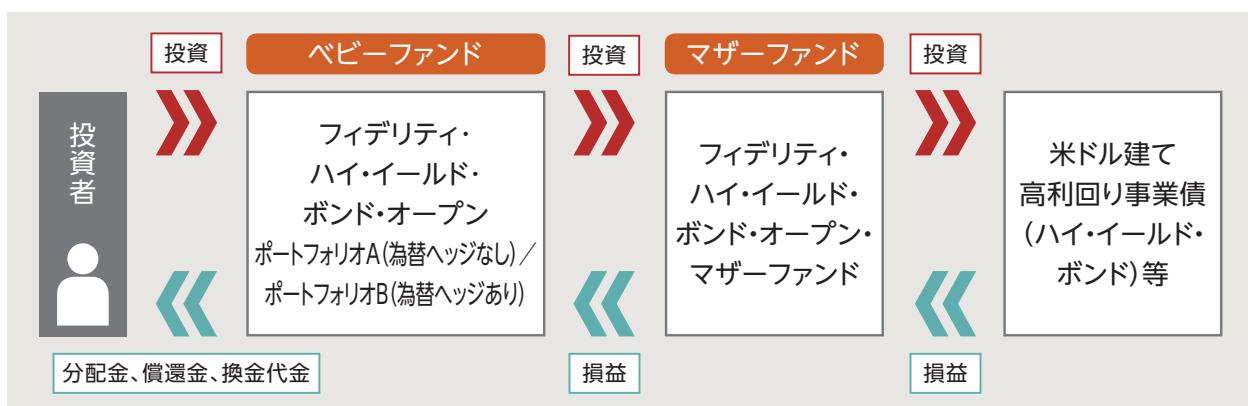
※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーは、1946年に設立されました。北米の投資家向けの資産運用サービス、およびFMR LLCが提供する株式、ハイ・イールド債券、債券、マネー・マーケット、オルタナティブを含む全ての主要資産クラスを対象としたミューチュアル・ファンド商品群の運用を行なっています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

## 主な投資制限

ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合	制限を設けません。
株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以下とします。 また、株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限ります。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、 債券等およびデリバティブ等の投資制限	信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## 収益分配方針

毎決算時(原則毎月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

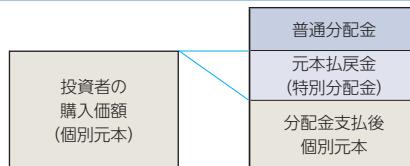
分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

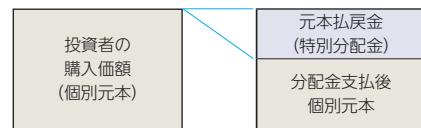
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

### 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

●「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

●「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

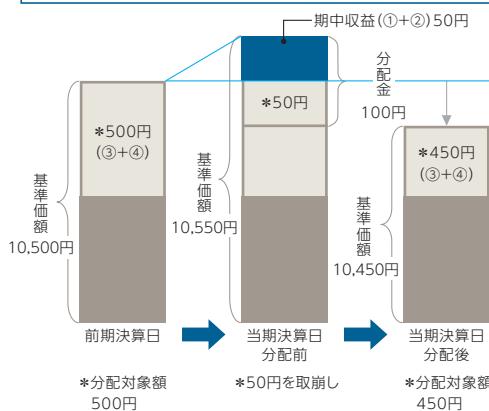
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



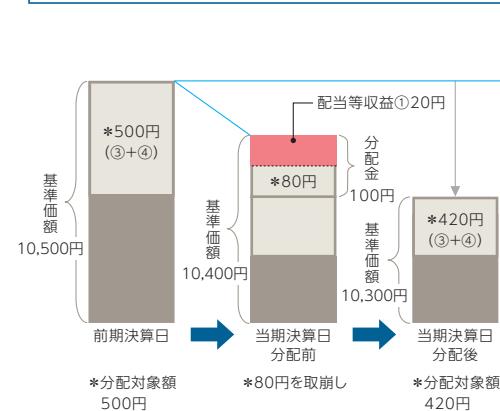
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および收益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

### 前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



### 前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

### 基準価額の変動要因

#### 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

#### 主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	ポートフォリオA(為替ヘッジなし)は為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際に当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 2. 投資リスク

### その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
エマージング市場に関する留意点	エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。
上記の他、「ポートフォリオA(為替ヘッジなし)」には下記の留意点もあります。	
ベンチマークに関する留意点	ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

### リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

#### 運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなりスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

#### 運用に関するコンプライアンス部門

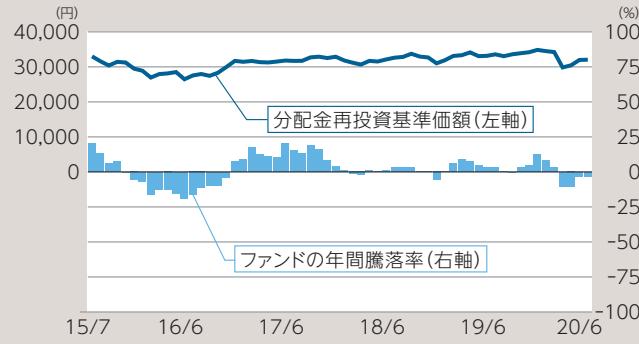
法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

## 2. 投資リスク

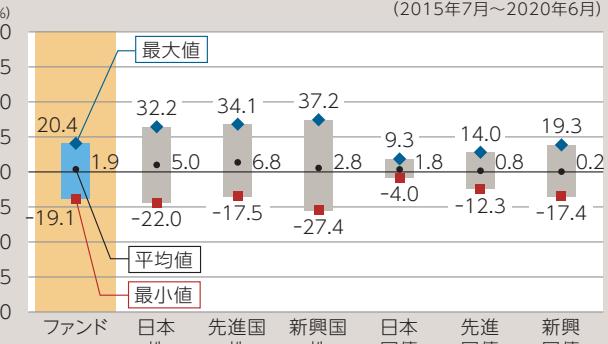
### (参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

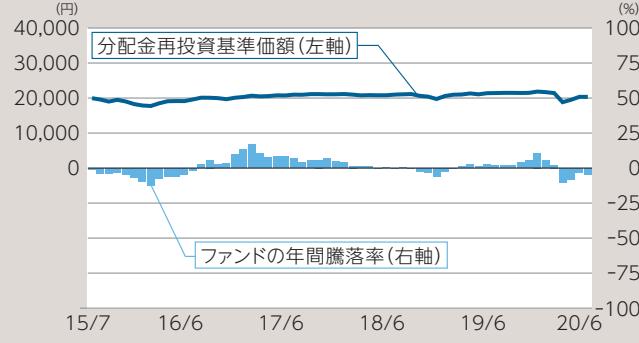
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移  
ポートフォリオA(為替ヘッジなし)



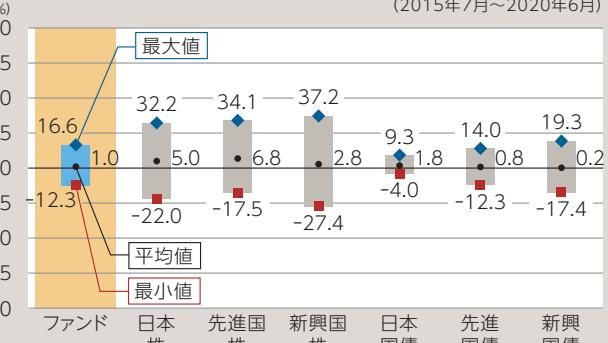
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
ポートフォリオA(為替ヘッジなし)



ポートフォリオB(為替ヘッジあり)



ポートフォリオB(為替ヘッジあり)



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2015年7月～2020年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2015年7月～2020年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジー・ピー・モルガン・チーズ・アンド・カンパニーに帰属しております。指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJP Morgan Chase & Co.及び関係会社([JPモルガン])に帰属しております。JPモルガンは、指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

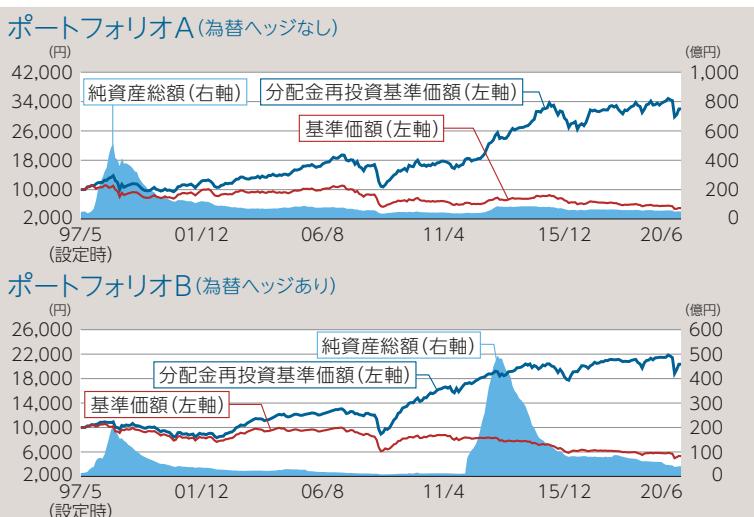
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指標提供元にて円換算しております。

### 3. 運用実績

(2020年6月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。  
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。  
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

#### 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。  
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

ポートフォリオA (為替ヘッジなし) ポートフォリオB (為替ヘッジあり)

基準価額	4,953円	5,327円
純資産総額	51.0億円	41.3億円

#### 分配の推移

決算期	分配金	
	ポートフォリオA (為替ヘッジなし)	ポートフォリオB (為替ヘッジあり)
2020年 2月	40円	20円
2020年 3月	40円	20円
2020年 4月	40円	20円
2020年 5月	40円	20円
2020年 6月	40円	20円
直近1年間累計	480円	240円
設定来累計	14,540円	10,580円

#### 主要な資産の状況(マザーファンド)

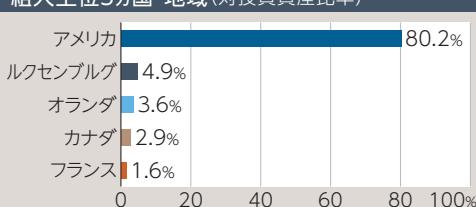
資産別組入状況	
債券等	93.4%
転換社債	0.6%
株式	0.4%
現金・その他	5.6%

##### 組入上位10銘柄

銘柄	クーポン	償還日	業種	格付	比率
1 CCOホールディングス・キャピタル	5.125%	2027/05/01	メディアケーブル	BB/Ba	1.1%
2 スプリント・キャピタル・コーポレーション	8.75%	2032/03/15	通信	BB/Ba	1.0%
3 トランシーダム	6.25%	2026/03/15	航空宇宙／防衛	B	1.0%
4 ラックスペース・ホスティング	8.625%	2024/11/15	テクノロジー／エレクトロニクス	B	0.9%
5 ミリコム・インターナショナル・セルラー	6%	2025/03/15	通信	BB/Ba	0.9%
6 ビストラ・オペレーションズ	5%	2027/07/31	エネルギー	BB/Ba	0.8%
7 アラマーク・サービスズ	5%	2028/02/01	支援サービス	BB/Ba	0.8%
8 インタージェン	7%	2023/06/30	公益	B	0.8%
9 ジッゴ	5.5%	2027/01/15	メディアケーブル	B	0.8%
10 アリー	5.75%	2025/11/20	自動車ローン	BB/Ba	0.8%

格付別組入状況(対投資債券比率)	
A以上	—
BBB/Baa	4.8%
BB/Ba	48.4%
B	31.8%
CCC/Caa	12.2%
CC/Cal以下	0.0%
格付なし	2.8%

##### 組入上位5カ国・地域(対投資資産比率)



##### 組入上位5業種(対投資資産比率)



※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。  
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。  
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。  
※クーポンは、銘柄属性として発行時に定められたものを表示しております。  
※債券以外の銘柄は、クーポン・償還日・格付の属性を表示しておりません。  
※2049/12/31は、永久債を表示しております。  
※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。(「プラス／マイナス」の符号は省略しています。)なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。  
※債券等には、金銭債権が含まれます。  
※国・地域は発行国・地域を表示しています。

#### 年間収益率の推移



※ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は、ベンチマークを設定しておりません。  
※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものをみなしして算出しています。  
※2020年は年初以降6月末までの実績となります。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日においては、スイッチングを含めお申込みの受付は行いません。
購入の申込期間	2020年2月20日から2021年2月18日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(1997年5月23日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数がポートフォリオA(為替ヘッジなし)及びポートフォリオB(為替ヘッジあり)の合計で20億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎月22日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	ポートフォリオA(為替ヘッジなし)及びポートフォリオB(為替ヘッジあり)の合計で1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( <a href="https://www.fidelity.co.jp/">https://www.fidelity.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2020年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、ポートフォリオA(為替ヘッジなし)、ポートフォリオB(為替ヘッジあり)間にスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に税金がかかります。 ※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>3.30% (税抜3.00%)を上限</b> として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。	商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、**年1.705% (税抜1.55%)以内**の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)の配分 (年率/税抜)

	300億円未満の場合	300億円以上700億円未満の場合	700億円以上の場合	
ファンドの純資産総額に対して	1.55%以内		信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
運用管理費用(信託報酬)	委託会社	0.75%	0.70%	0.65%
	販売会社	0.75%	0.80%	0.85%
	受託会社	0.05%	0.05%	0.05%

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。

### その他費用・手数料

組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年5月及び11月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

信託事務の諸費用等：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息

法定書類等の作成等に要する費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用

監査費用：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※投資者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



見やすく読み間違えにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

UD  
FONT

# フィデリティ・ ハイ・イールド・ ボンド・オープン

ポートフォリオA(為替ヘッジなし)／  
ポートフォリオB(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券  
2020.08.20

設定・運用は

**フィデリティ投信株式会社**

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

FICR2008-011-S



- この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポート フォリオA（為替ヘッジなし）およびフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年2月19日に関東財務局長に提出し、2020年2月20日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じことがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
- お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 デレック・ヤング
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目7番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	12
3 投資リスク	24
4 手数料等及び税金	28
5 運用状況	33
第2 管理及び運営	54
1 申込（販売）手続等	54
2 換金（解約）手続等	55
3 資産管理等の概要	57
4 受益者の権利等	60
第3 ファンドの経理状況	62
1 財務諸表	65
2 ファンドの現況	103
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	104
第三部 委託会社等の情報	106
第1 委託会社等の概況	106
1 委託会社等の概況	106
2 事業の内容及び営業の概況	107
3 委託会社等の経理状況	108
4 利害関係人との取引制限	124
5 その他	124

＜添付＞ 投資信託約款

# 第一部 【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

（以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）を「ポートフォリオA」とい、フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）を「ポートフォリオB」といいます。）

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2兆円\*を上限とします。

\*受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額

※上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

## (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額\*<sup>1</sup>とします。

\*1「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日\*<sup>2</sup>における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

\*2「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ポートフォリオAは「ハイボンA無」、ポートフォリオBは「ハイボンB有」としてそれぞれ略称で掲載されています。）

## (5) 【申込手数料】

申込手数料率は3.30%\*（税抜3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

\*上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額をいいます。

※「お申込み金額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、ポートフォリオA、ポートフォリオB間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

継続申込期間：2020年2月20日から2021年2月18日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドの口座に払込まれます。

## (10) 【払取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

① ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なっていたります。

② 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受けた取得申込みを取り消すことがあります。

③ ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

#### ④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

ファンドは、主としてフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、米ドル建高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要な投資対象とし、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

###### ② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、ポートフォリオAおよびポートフォリオBの合計で1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

###### ③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

#### 商品分類表

「ポートフォリオA」、「ポートフォリオB」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 <b>債 券</b>
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

**追加型投信**…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

**海 外**…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**債 券**…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「ポートフォリオA」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) <b>年12回 (毎月)</b>	欧州 アジア オセアニア	<b>ファミリーファンド</b>	あり ( )
不動産投信	日々	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
<b>その他資産</b> (投資信託証券(債券(ハイ・イールド債)))	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「ポートフォリオB」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) <b>年12回 (毎月)</b>	欧州 アジア オセアニア	<b>ファミリーファンド</b>	あり (フルヘッジ)
不動産投信	日々	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
<b>その他資産</b> (投資信託証券(債券(ハイ・イールド債)))	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。
- ※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

**その他資産（投資信託証券（債券（ハイ・イールド債）））** …目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として債券のうちハイ・イールド債に投資する旨の記載があるものをいいます。

**年12回（毎月）** …目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

**北米**…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

**あり（フルヘッジ）**…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

**なし**…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

#### ④ ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- 米ドル建高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要な投資対象とします。

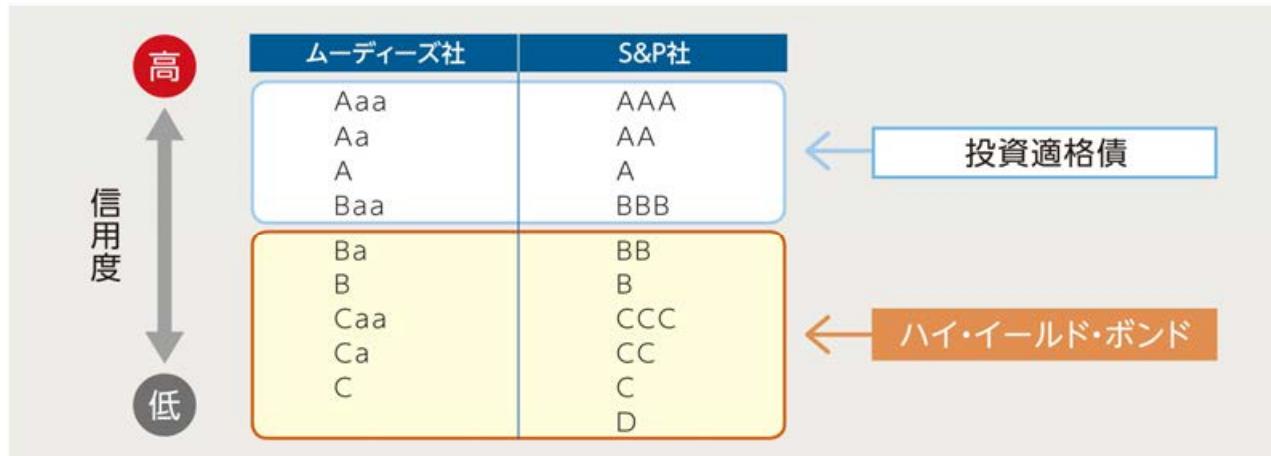
- B a 格（ムーディーズ社）以下または B B 格（S & P 社）以下の格付のハイ・イールド・ボンドを中心に投資します。なお、一部、格付を持たない有価証券にも投資します。
- 一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドにも投資します。
- 一部、株式に投資を行なう場合があります。

- 個別企業分析に基づき、米ドル建高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に投資することにより、高水準の利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
- 個別企業の信用分析を綿密に行なうことで組入証券のデフォルト（利払い、元本返済の不履行または遅延）のリスクを可能な限り回避するとともに、格付の引き上げの可能性のある企業を選別し値上がり益の追求を目指します。
- マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

ただし、市況動向、資金動向等によっては前記のような運用ができない場合もあります。

#### ハイ・イールド・ボンドとは

米国では、ムーディーズ社やS&P社といった格付機関が、債券の元本・利息が償還時まで、どの程度確実に支払われるかを評価しています。Baa（ムーディーズ社）以下または、BB（S&P社）以下の格付の事業債、および格付されていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド・ボンドといいます。



#### 米国ハイ・イールド・ボンドの特色

- ① 米国国債に比較して、一般的に高利回りです。
- ② 米国金利動向に影響を受けますが、米国国債に比較して歴史的に金利に対する相関度は低いことが見受けられます。
- ③ 債券を発行している企業の業績や、景気動向、格付動向に大きく影響を受けます。
- ④ 米ドル建債券ですので、為替動向の影響を受けます。

#### (2) 【ファンドの沿革】

1997年5月1日 ファンドの受益証券の募集開始

1997年5月23日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2002年11月23日 決算日の変更および信託財産留保額の廃止

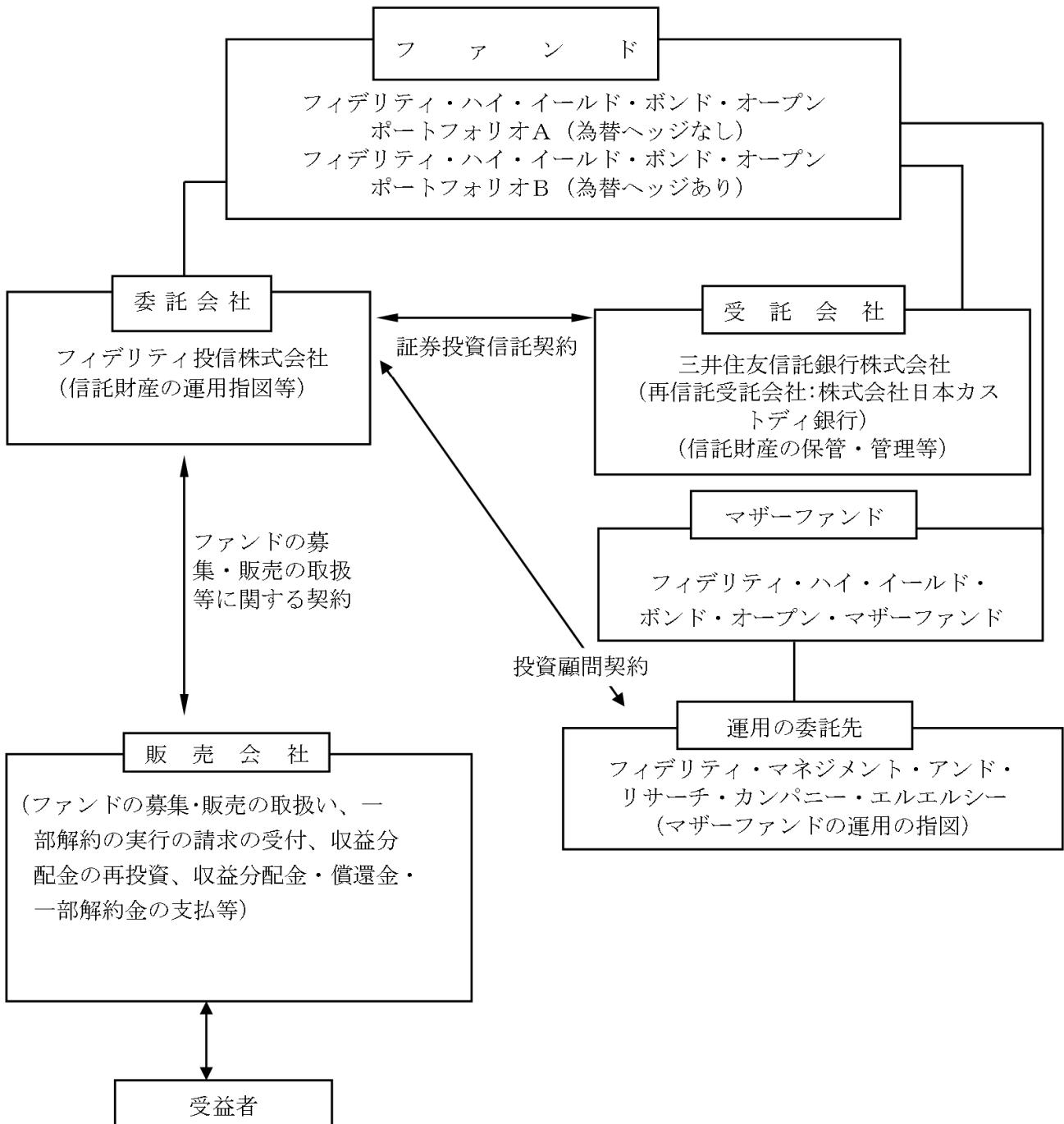
2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ① ファンドの仕組み

ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（ポートフォリオAおよびポートフォリオB）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



## ② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は次の通りです。

### (a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

### (b) 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

### (c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

### (d) 運用の委託先

名称	業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー（所在地：米国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。

ただし、運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

### （参考）

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーは、1946年に設立されました。北米の投資家向けの資産運用サービス、およびFMR LLCが提供する株式、ハイ・イールド債券、債券、マネー・マーケット、オルタナティブを含む全ての主要資産クラスを対象としたミューチュアル・ファンド商品群の運用を行なっています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

## ③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

### (a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況 (2020年6月末日現在)

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	投資顧問業の登録
同年6月10日	投資一任業務の認可取得
1995年9月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000	100

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 投資態度

- (a) ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) ポートフォリオAは、実質外貨建資産\*については、原則として為替ヘッジを行いません。ポートフォリオBは、実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- (c) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (d) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

\* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

#### ② ファンドのベンチマーク\*<sup>1</sup>

ポートフォリオA：ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)\*<sup>2</sup>  
ポートフォリオB：為替ヘッジ付きのインデックスが存在しないため、ベンチマークを設定しません。

\* 1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

\* 2 ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)は、株式会社三菱UFJ銀行が発表する換算レートをもとに委託会社が算出しています。

ICE BofAはICE BofA indexを現状有姿の状態でライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。またICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、フィデリティ投信株式会社あるいは同社の商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

This Japanese translation of the disclaimer is for informational purposes only, and the English language disclaimer, which is available upon request, controls with respect to ICE Data Indices, LLC and the ICE BofA Indices.

#### ③ 運用方針

1. 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

2. ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
3. 債券等の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

運用にあたっては、上記1. - 3. の方針で臨みますが、市況動向、資金動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「④ その他の投資対象」2. から6. に定めるものに限ります。）

3. 約束手形

4. 金銭債権

- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

### ② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの  
なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

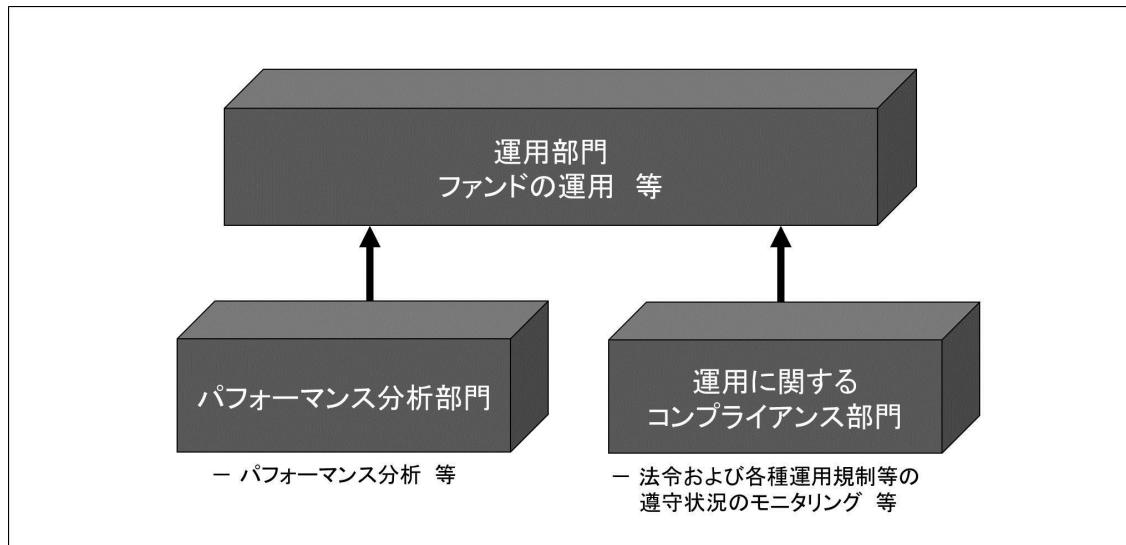
### ④ その他の投資対象

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。
2. 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします（以下同じ。）。
3. 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。

4. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。
9. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

### （3）【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

#### ＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（3）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

#### （4）【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時（原則毎月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

※ただし、必ず分配を行なうものではありません。

- (c) 収益の分配に充てなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

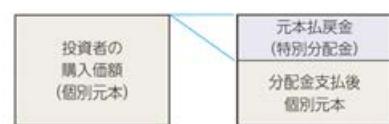
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



※「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

※「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

※「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

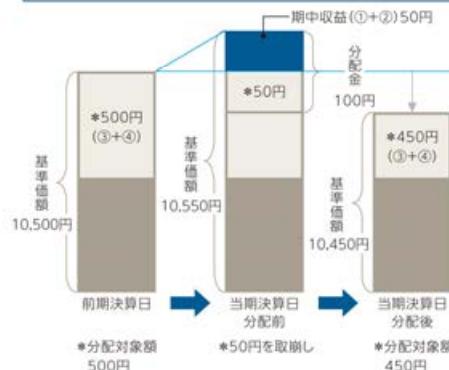
投資信託で分配金が支払われるイメージ



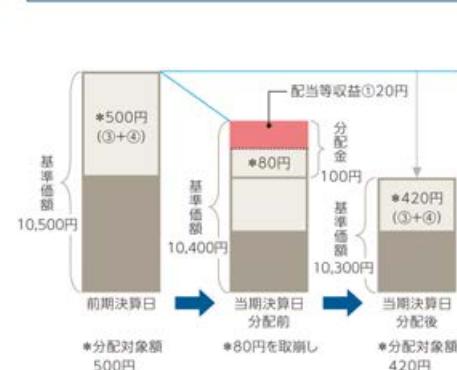
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇  
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落  
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

## ② 利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## （5）【投資制限】

### ① ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合\*には、制限を設けません。
- (c) 株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (d) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (e) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (f) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (h) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (i) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(j) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(k) 信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(l) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに前記「（2）投資対象 ③投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(m) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(n) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 ③投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 ③投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(o) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(p) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(q) 委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

- (r) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - (s) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - (t) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
  - (u) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (v) デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

\*上記（b）から（i）における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する（b）から（i）に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ② 「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投資信託法」といいます。）および関係法令に基づく投資制限
- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。
  - (b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

- (c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ハイ・イールド・ボンドを中心に投資し、高水準の利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求をめざします。
- ② Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（S & P社）以下の格付のハイ・イールド・ボンドに投資します。なお、一部、格付を持たない有価証券にも投資します。また、一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドに投資します。
- ③ 個別企業の信用分析と銘柄分散を基本とした運用を行ないます。
- ④ 同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドおよびその他の有価証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とし、一銘柄については5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行なうことができます。

(3) 投資制限

- ① ハイ・イールド・ボンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限ります。株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じことがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

#### ■主な変動要因

##### <価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

##### <信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

##### <金利変動リスク>

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

##### <為替変動リスク>

ポートフォリオAは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。ポートフォリオBは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

#### ■その他の変動要因

##### <デリバティブ（派生商品）に関するリスク>

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### ■その他の留意点

##### <クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

##### <エマージング市場に関する留意点>

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

#### ＜解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性＞

解約資金を手当てるために保有証券を大量に売却しなければならぬことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### ＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

上記の他、ポートフォリオAには下記の留意点もあります。

#### ＜ベンチマークに関する留意点＞

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

### (2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

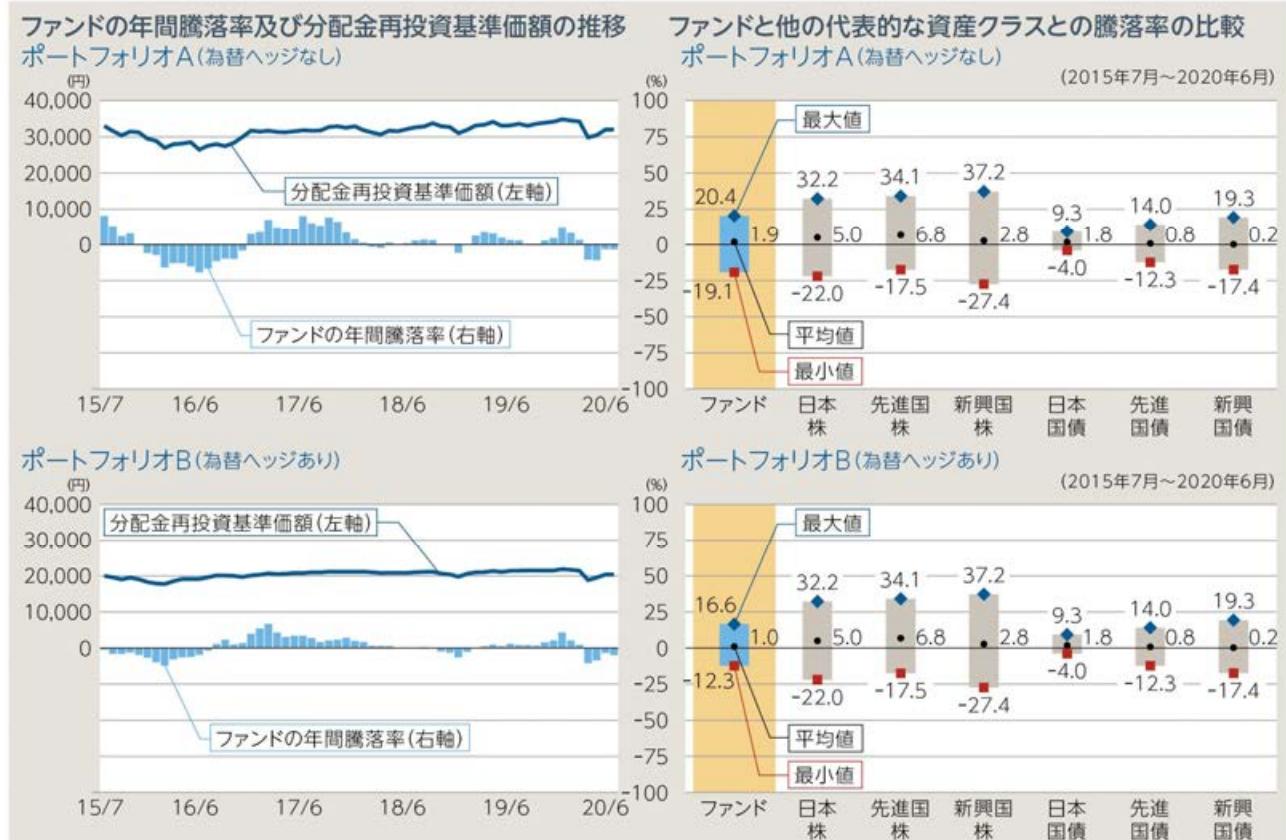
### (3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・償還金・一部解約金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2015年7月～2020年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2015年7月～2020年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 代表的な資産クラスの指標

<b>日本株</b> TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
<b>先進国株</b> MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指標です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>新興国株</b> MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指標です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
<b>新興国債</b> JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指標の著作権はジー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.に帰属しております。指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJP Morgan Chase & Co.及び関係会社([JPモルガン])に帰属しております。JPモルガンは、指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指標提供元にて円換算しております。

## 4 【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込手数料率は3.30%\*（税抜 3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただき、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

\*上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※ 「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額をいいます。

※ 「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （2）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

### （3）【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.705%（税抜 1.55%）以内の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率／税抜)

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
300億円未満の場合	0.75%	0.75%	0.05%	1.55%
300億円以上700億円未満の場合	0.70%	0.80%	0.05%	1.55%
700億円以上の場合	0.65%	0.85%	0.05%	1.55%

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。
- マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。

※税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 外貨建資産の保管費用
- ④ 借入金の利息
- ⑤ 信託財産に関する租税
- ⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑦ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧ その他、以下の諸費用
  1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
  2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
  3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
  4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
  5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6. ファンドの受益者に対する公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年5月および11月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記（1）～（4）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のよう取扱いとなります。

##### ① 個別元本方式について

###### 1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額（買付価額）等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、既に保有されるファンドの取得元本と新たに取得される受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

###### 2. 一部解約時および償還時の課税について

###### 〈個人の受益者の場合〉

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

###### 〈法人の受益者の場合〉

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

### 3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

##### 1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

## 3. 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2020年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### ポートフォリオA

#### (1) 【投資状況】

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,100,789,269	100.04
預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,227,860	△0.04
合計（純資産総額）		5,098,561,409	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	34,186,673	0.37
	小計	34,186,673	0.37
社債券	アメリカ	6,817,679,127	73.56
	ルクセンブルグ	418,265,684	4.51
	オランダ	313,011,522	3.38
	カナダ	249,976,400	2.70
	フランス	139,031,278	1.50
	アイルランド	123,676,739	1.33
	ケイマン諸島	95,737,279	1.03
	オーストラリア	83,571,898	0.90
	イギリス	80,349,820	0.87
	イタリア	56,434,212	0.61
	バミューダ	45,823,869	0.49
	オーストリア	44,329,408	0.48
	リベリア	41,742,861	0.45
	マーシャル諸島	32,586,232	0.35
	小計	8,542,216,329	92.16
預金・その他の資産（負債控除後）	—	692,041,104	7.47
合計（純資産総額）		9,268,444,106	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他資産の投資状況

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（買建）	日本	41,128,649	0.44
為替予約取引（売建）	日本	1,002,367	△0.01
貸付債権	アメリカ	175,139,201	1.88

(注1) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注2) 貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

### (2) 【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年6月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド	日本	1,022,243,230	5.0231	5,134,830,214	4.9898	5,100,789,269	100.04

#### 種類別投資比率

(2020年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地 域	種類 業種	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	CCO HLDGS/CAP 5.125% 5/27 144	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	875,000	11,336.40 99,193,524	11,138.16 97,458,910	5.125 2027/05/01	1.05
2	SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	610,000	15,299.08 93,324,388	15,381.50 93,827,156	8.750 2032/03/15	1.01
3	TRANSDIGM INC 6.25% 3/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	870,000	10,884.00 94,690,822	10,779.39 93,780,666	6.250 2026/03/15	1.01
4	INCEPTION/RCK 8.625 11/24 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	780,000	10,881.74 84,877,572	10,763.76 83,957,364	8.625 2024/11/15	0.91
5	MILLICOM INTL 6% 3/25 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 —	750,000	10,854.80 81,411,037	11,083.75 83,128,143	6.000 2025/03/15	0.90
6	VISTRA OPERATI 5% 7/31/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	715,000	11,236.74 80,342,714	10,905.55 77,974,686	5.000 2027/07/31	0.84
7	ARAMARK SERVICES 5% 2/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	750,000	10,462.84 78,471,351	10,289.17 77,168,775	5.000 2028/02/01	0.83

8	INTERGEN NV 7.0% 06/30/23 144A	アメリカ・ドル オランダ	社債券 —	745,000	10,100.62 75,249,656	10,343.04 77,055,648	7.000 2023/06/30	0.83
9	ZIGGO SEC 5.5% 1/15/27 144A	アメリカ・ドル オランダ	社債券 —	702,000	11,258.83 79,036,986	10,804.71 75,849,035	5.500 2027/01/15	0.82
10	ALLY FINL INC 5.75% 11/20/2025	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	655,000	10,989.48 71,981,094	11,565.03 75,750,927	5.750 2025/11/20	0.82
11	CENTURYLINK 5.125% 12/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	700,000	10,679.72 74,758,092	10,686.62 74,806,360	5.125 2026/12/15	0.81
12	FRONTIER COMM 8% 04/01/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	650,000	11,037.42 71,743,257	10,964.70 71,270,548	8.000 2027/04/01	0.77
13	GTE FL 6.86% 2/01/28	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	750,000	9,604.59 72,034,425	9,481.12 71,108,400	6.860 2028/02/01	0.77
14	ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	645,000	10,935.61 70,534,684	10,774.00 69,492,300	6.750 2027/10/15	0.75
15	NIELSEN CO 5% 02/25 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 —	650,000	10,874.95 70,687,190	10,618.32 69,019,052	5.000 2025/02/01	0.74
16	SPRINT CORP 7.875% 9/15/23	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	555,000	12,173.54 67,563,161	12,134.22 67,344,907	7.875 2023/09/15	0.73
17	BANFF MERGER 9.75% 9/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	600,000	10,477.71 62,866,290	10,834.66 65,007,945	9.750 2026/09/01	0.70
18	TENET HEALTHCA 6.25% 2/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	600,000	11,137.62 66,825,735	10,639.32 63,835,950	6.250 2027/02/01	0.69
19	NUMERICABLE 7.375% 05/26 144A	アメリカ・ドル フランス	社債券 —	550,000	11,339.63 62,367,992	11,180.18 61,490,988	7.375 2026/05/01	0.66
20	IAA SPINCO 5.5% 6/15/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	545,000	10,854.80 59,158,687	11,146.78 60,749,953	5.500 2027/06/15	0.66
21	INTELSAT JACKSON 8% 02/24 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 —	555,000	10,868.16 60,318,314	10,913.31 60,568,858	8.000 2024/02/15	0.65
22	C&W SR FIN 6.875% 9/15/27 144A	アメリカ・ドル アイルランド	社債券 —	550,000	10,639.32 58,516,287	10,637.71 58,507,398	6.875 2027/09/15	0.63
23	DISH NETWK CV 3.375% 8/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	外国新 株予約 権付社 債(CB) —	594,000	9,064.48 53,843,067	9,755.10 57,945,310	3.375 2026/08/15	0.63
24	NUFARM AUSTRAL 5.75% 4/26 144A	アメリカ・ドル オーストラリア	社債券 —	550,000	10,423.84 57,331,147	10,396.91 57,183,005	5.750 2026/04/30	0.62
25	HUB INTEL LTD 7% 5/01/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	530,000	11,073.51 58,689,641	10,774.00 57,102,200	7.000 2026/05/01	0.62
26	CCO HLDGS 4.75% 03/01/30 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	515,000	11,204.96 57,705,544	11,029.88 56,803,894	4.750 2030/03/01	0.61
27	TELECOM ITAL 5.303 05/24 144A	アメリカ・ドル イタリア	社債券 —	500,000	11,250.21 56,251,054	11,286.84 56,434,212	5.303 2024/05/30	0.61
28	T-MOBILE USA INC 6.5% 1/15/26	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	500,000	11,312.70 56,563,500	11,272.30 56,361,487	6.500 2026/01/15	0.61
29	CSC HLDGS 5.5% 04/15/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	500,000	11,304.08 56,520,404	11,205.50 56,027,493	5.500 2027/04/15	0.60

30	ALTICE FRANCE 8.125% 2/27 144A	アメリカ・ドル フランス	社債券 —	475,000	11,765.10 55,884,226	11,763.81 55,878,085	8.125 2027/02/01	0.60
----	-----------------------------------	-----------------	----------	---------	-------------------------	-------------------------	---------------------	------

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

種類	国内／外国	業種／種別	投資比率(%)
株式	外国	運輸	0.23
		食品・生活必需品小売り	0.14
	小計		0.37
公社債券	外国	社債券	92.16
	小計		92.16
合計 (対純資産総額比)			92.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額(円)	時価金額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	381,775	41,056,987	41,128,649	0.44
	アメリカ・ドル	売建	9,304	997,238	1,002,367	△0.01
貸付債権	アメリカ・ドル	—	2,836,538.08	176,464,364	175,139,201	1.88

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(注3) 貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2010年11月22日 (第16特定期間)	4,399	4,437	0.6875	0.6935
2011年5月23日 (第17特定期間)	4,385	4,423	0.6836	0.6896
2011年11月22日 (第18特定期間)	3,715	3,753	0.5814	0.5874
2012年5月22日 (第19特定期間)	3,960	3,999	0.6086	0.6146
2012年11月22日 (第20特定期間)	4,490	4,533	0.6312	0.6372
2013年5月22日 (第21特定期間)	8,639	8,704	0.8016	0.8076
2013年11月22日 (第22特定期間)	8,354	8,422	0.7414	0.7474
2014年5月22日 (第23特定期間)	8,502	8,571	0.7467	0.7527
2014年11月25日 (第24特定期間)	8,460	8,521	0.8272	0.8332
2015年5月22日 (第25特定期間)	8,229	8,288	0.8338	0.8398
2015年11月24日 (第26特定期間)	7,226	7,283	0.7571	0.7631
2016年5月23日 (第27特定期間)	6,012	6,068	0.6408	0.6468
2016年11月22日 (第28特定期間)	6,087	6,145	0.6350	0.6410
2017年5月22日 (第29特定期間)	6,397	6,456	0.6469	0.6529
2017年11月22日 (第30特定期間)	6,379	6,439	0.6302	0.6362
2018年5月22日 (第31特定期間)	6,141	6,182	0.5964	0.6004
2018年11月22日 (第32特定期間)	5,926	5,967	0.5783	0.5823
2019年5月22日 (第33特定期間)	5,956	5,998	0.5730	0.5770
2019年11月22日 (第34特定期間)	5,671	5,712	0.5512	0.5552
2020年5月22日 (第35特定期間)	5,132	5,174	0.4905	0.4945
2019年6月末日	5,651	—	0.5609	—

2019年7月末日	5,703	—	0.5641	—
2019年8月末日	5,630	—	0.5511	—
2019年9月末日	5,691	—	0.5561	—
2019年10月末日	5,744	—	0.5572	—
2019年11月末日	5,774	—	0.5577	—
2019年12月末日	5,880	—	0.5647	—
2020年1月末日	5,801	—	0.5552	—
2020年2月末日	5,729	—	0.5471	—
2020年3月末日	4,979	—	0.4725	—
2020年4月末日	5,059	—	0.4781	—
2020年5月末日	5,184	—	0.4981	—
2020年6月末日	5,098	—	0.4953	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第16特定期間（第102期～第107期計算期間合計）	0.0360
第17特定期間（第108期～第113期計算期間合計）	0.0360
第18特定期間（第114期～第119期計算期間合計）	0.0360
第19特定期間（第120期～第125期計算期間合計）	0.0360
第20特定期間（第126期～第131期計算期間合計）	0.0360
第21特定期間（第132期～第137期計算期間合計）	0.0360
第22特定期間（第138期～第143期計算期間合計）	0.0360
第23特定期間（第144期～第149期計算期間合計）	0.0360
第24特定期間（第150期～第155期計算期間合計）	0.0360
第25特定期間（第156期～第161期計算期間合計）	0.0360
第26特定期間（第162期～第167期計算期間合計）	0.0360
第27特定期間（第168期～第173期計算期間合計）	0.0360
第28特定期間（第174期～第179期計算期間合計）	0.0360
第29特定期間（第180期～第185期計算期間合計）	0.0360
第30特定期間（第186期～第191期計算期間合計）	0.0360
第31特定期間（第192期～第197期計算期間合計）	0.0280
第32特定期間（第198期～第203期計算期間合計）	0.0240
第33特定期間（第204期～第209期計算期間合計）	0.0240
第34特定期間（第210期～第215期計算期間合計）	0.0240
第35特定期間（第216期～第221期計算期間合計）	0.0240

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第16特定期間（第102期～第107期計算期間合計）	2.8
第17特定期間（第108期～第113期計算期間合計）	4.7
第18特定期間（第114期～第119期計算期間合計）	△9.7
第19特定期間（第120期～第125期計算期間合計）	10.9
第20特定期間（第126期～第131期計算期間合計）	9.6
第21特定期間（第132期～第137期計算期間合計）	32.7
第22特定期間（第138期～第143期計算期間合計）	△3.0
第23特定期間（第144期～第149期計算期間合計）	5.6
第24特定期間（第150期～第155期計算期間合計）	15.6
第25特定期間（第156期～第161期計算期間合計）	5.1
第26特定期間（第162期～第167期計算期間合計）	△4.9
第27特定期間（第168期～第173期計算期間合計）	△10.6
第28特定期間（第174期～第179期計算期間合計）	4.7
第29特定期間（第180期～第185期計算期間合計）	7.5
第30特定期間（第186期～第191期計算期間合計）	3.0
第31特定期間（第192期～第197期計算期間合計）	△0.9
第32特定期間（第198期～第203期計算期間合計）	1.0
第33特定期間（第204期～第209期計算期間合計）	3.2
第34特定期間（第210期～第215期計算期間合計）	0.4
第35特定期間（第216期～第221期計算期間合計）	△6.7

(注) 収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第16特定期間 (2010年5月25日～2010年11月22日)	437,687,807	567,440,395	6,398,708,155
第17特定期間 (2010年11月23日～2011年5月23日)	499,640,638	483,479,476	6,414,869,317
第18特定期間 (2011年5月24日～2011年11月22日)	455,515,259	480,942,112	6,389,442,464
第19特定期間 (2011年11月23日～2012年5月22日)	544,163,248	425,216,050	6,508,389,662
第20特定期間 (2012年5月23日～2012年11月22日)	1,024,401,864	417,665,400	7,115,126,126
第21特定期間 (2012年11月23日～2013年5月22日)	5,613,736,077	1,951,498,358	10,777,363,845
第22特定期間 (2013年5月23日～2013年11月22日)	2,968,867,101	2,476,663,217	11,269,567,729
第23特定期間 (2013年11月23日～2014年5月22日)	2,500,953,558	2,382,381,699	11,388,139,588
第24特定期間 (2014年5月23日～2014年11月25日)	1,847,209,967	3,008,016,817	10,227,332,738
第25特定期間 (2014年11月26日～2015年5月22日)	1,282,909,859	1,640,298,014	9,869,944,583
第26特定期間 (2015年5月23日～2015年11月24日)	911,878,808	1,237,377,719	9,544,445,672
第27特定期間 (2015年11月25日～2016年5月23日)	687,487,593	850,431,988	9,381,501,277
第28特定期間 (2016年5月24日～2016年11月22日)	1,308,249,243	1,102,776,727	9,586,973,793
第29特定期間 (2016年11月23日～2017年5月22日)	1,359,819,529	1,058,291,035	9,888,502,287
第30特定期間 (2017年5月23日～2017年11月22日)	1,038,393,367	804,654,031	10,122,241,623
第31特定期間 (2017年11月23日～2018年5月22日)	1,175,495,655	1,000,895,671	10,296,841,607
第32特定期間 (2018年5月23日～2018年11月22日)	961,469,531	1,010,263,598	10,248,047,540
第33特定期間 (2018年11月23日～2019年5月22日)	872,613,151	724,570,893	10,396,089,798
第34特定期間 (2019年5月23日～2019年11月22日)	724,182,597	831,571,450	10,288,700,945
第35特定期間 (2019年11月23日～2020年5月22日)	1,177,395,572	1,001,846,067	10,464,250,450

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## (1) 【投資状況】

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,167,689,608	100.83
預金・その他の資産（負債控除後）	—	△34,198,909	△0.83
合計（純資産総額）		4,133,490,699	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他資産の投資状況

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	4,215,410,310	△101.98

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	34,186,673	0.37
	小計	34,186,673	0.37
社債券	アメリカ	6,817,679,127	73.56
	ルクセンブルグ	418,265,684	4.51
	オランダ	313,011,522	3.38
	カナダ	249,976,400	2.70
	フランス	139,031,278	1.50
	アイルランド	123,676,739	1.33
	ケイマン諸島	95,737,279	1.03
	オーストラリア	83,571,898	0.90
	イギリス	80,349,820	0.87
	イタリア	56,434,212	0.61
	バミューダ	45,823,869	0.49
	オーストリア	44,329,408	0.48
	リベリア	41,742,861	0.45
	マーシャル諸島	32,586,232	0.35
	小計	8,542,216,329	92.16
預金・その他の資産（負債控除後）	一	692,041,104	7.47
合計（純資産総額）		9,268,444,106	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（買建）	日本	41,128,649	0.44
為替予約取引（売建）	日本	1,002,367	△0.01
貸付債権	アメリカ	175,139,201	1.88

(注1) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注2) 貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年6月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド	日本	835,241,815	5.0226	4,195,168,559	4.9898	4,167,689,608	100.83

種類別投資比率

(2020年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.83

## (参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

## フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	CCO HLDGS/CAP 5.125% 5/27 144	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	875,000	11,336.40 99,193,524	11,138.16 97,458,910	5.125 2027/05/01	1.05
2	SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	610,000	15,299.08 93,324,388	15,381.50 93,827,156	8.750 2032/03/15	1.01
3	TRANSDIGM INC 6.25% 3/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	870,000	10,884.00 94,690,822	10,779.39 93,780,666	6.250 2026/03/15	1.01
4	INCEPTION/RCK 8.625 11/24 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	780,000	10,881.74 84,877,572	10,763.76 83,957,364	8.625 2024/11/15	0.91
5	MILLICOM INTL 6% 3/25 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 —	750,000	10,854.80 81,411,037	11,083.75 83,128,143	6.000 2025/03/15	0.90
6	VISTRA OPERATI 5% 7/31/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	715,000	11,236.74 80,342,714	10,905.55 77,974,686	5.000 2027/07/31	0.84
7	ARAMARK SERVICES 5% 2/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	750,000	10,462.84 78,471,351	10,289.17 77,168,775	5.000 2028/02/01	0.83
8	INTERGEN NV 7.0% 06/30/23 144A	アメリカ・ドル オランダ	社債券 —	745,000	10,100.62 75,249,656	10,343.04 77,055,648	7.000 2023/06/30	0.83
9	ZIGGO SEC 5.5% 1/15/27 144A	アメリカ・ドル オランダ	社債券 —	702,000	11,258.83 79,036,986	10,804.71 75,849,035	5.500 2027/01/15	0.82
10	ALLY FINL INC 5.75% 11/20/2025	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	655,000	10,989.48 71,981,094	11,565.03 75,750,927	5.750 2025/11/20	0.82
11	CENTURYLINK 5.125% 12/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	700,000	10,679.72 74,758,092	10,686.62 74,806,360	5.125 2026/12/15	0.81
12	FRONTIER COMM 8% 04/01/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	650,000	11,037.42 71,743,257	10,964.70 71,270,548	8.000 2027/04/01	0.77
13	GTE FL 6.86% 2/01/28	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	750,000	9,604.59 72,034,425	9,481.12 71,108,400	6.860 2028/02/01	0.77
14	ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	645,000	10,935.61 70,534,684	10,774.00 69,492,300	6.750 2027/10/15	0.75
15	NIELSEN CO 5% 02/25 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 —	650,000	10,874.95 70,687,190	10,618.32 69,019,052	5.000 2025/02/01	0.74
16	SPRINT CORP 7.875% 9/15/23	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	555,000	12,173.54 67,563,161	12,134.22 67,344,907	7.875 2023/09/15	0.73
17	BANFF MERGER 9.75% 9/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	600,000	10,477.71 62,866,290	10,834.66 65,007,945	9.750 2026/09/01	0.70
18	TENET HEALTHCA 6.25% 2/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	600,000	11,137.62 66,825,735	10,639.32 63,835,950	6.250 2027/02/01	0.69
19	NUMERICABLE 7.375% 05/26 144A	アメリカ・ドル フランス	社債券 —	550,000	11,339.63 62,367,992	11,180.18 61,490,988	7.375 2026/05/01	0.66
20	IAA SPINCO 5.5% 6/15/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	545,000	10,854.80 59,158,687	11,146.78 60,749,953	5.500 2027/06/15	0.66

21	INTELSAT JACKSON 8% 02/24 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 —	555,000	10,868.16 60,318,314	10,913.31 60,568,858	8.000 2024/02/15	0.65
22	C&W SR FIN 6.875% 9/15/27 144A	アメリカ・ドル アイルランド	社債券 —	550,000	10,639.32 58,516,287	10,637.71 58,507,398	6.875 2027/09/15	0.63
23	DISH NETWK CV 3.375% 8/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	外国新 株予約 権付社 債(CB) —	594,000	9,064.48 53,843,067	9,755.10 57,945,310	3.375 2026/08/15	0.63
24	NUFARM AUSTRAL 5.75% 4/26 144A	アメリカ・ドル オーストラリア	社債券 —	550,000	10,423.84 57,331,147	10,396.91 57,183,005	5.750 2026/04/30	0.62
25	HUB INTEL LTD 7% 5/01/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	530,000	11,073.51 58,689,641	10,774.00 57,102,200	7.000 2026/05/01	0.62
26	CCO HLDGS 4.75% 03/01/30 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	515,000	11,204.96 57,705,544	11,029.88 56,803,894	4.750 2030/03/01	0.61
27	TELECOM ITAL 5.303 05/24 144A	アメリカ・ドル イタリア	社債券 —	500,000	11,250.21 56,251,054	11,286.84 56,434,212	5.303 2024/05/30	0.61
28	T-MOBILE USA INC 6.5% 1/15/26	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	500,000	11,312.70 56,563,500	11,272.30 56,361,487	6.500 2026/01/15	0.61
29	CSC HLDGS 5.5% 04/15/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	500,000	11,304.08 56,520,404	11,205.50 56,027,493	5.500 2027/04/15	0.60
30	ALTICE FRANCE 8.125% 2/27 144A	アメリカ・ドル フランス	社債券 —	475,000	11,765.10 55,884,226	11,763.81 55,878,085	8.125 2027/02/01	0.60

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

種類	国内／外国	業種／種別	投資比率(%)
株式	外国	運輸	0.23
		食品・生活必需品小売り	0.14
	小計		0.37
公社債券	外国	社債券	92.16
	小計		92.16
合計(対純資産総額比)			92.53

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(2020年6月30日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	39,140,300	4,183,209,585	4,215,410,310	△101.98

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	381,775	41,056,987	41,128,649	0.44
	アメリカ・ドル	売建	9,304	997,238	1,002,367	△0.01
貸付債権	アメリカ・ドル	—	2,836,538.08	176,464,364	175,139,201	1.88

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(注3) 貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2010年11月22日 (第16特定期間)	1,234	1,244	0.8630	0.8700
2011年5月23日 (第17特定期間)	1,267	1,277	0.8779	0.8849
2011年11月22日 (第18特定期間)	1,070	1,079	0.7987	0.8057
2012年5月22日 (第19特定期間)	10,375	10,464	0.8158	0.8228
2012年11月22日 (第20特定期間)	24,832	25,044	0.8199	0.8269
2013年5月22日 (第21特定期間)	48,467	48,875	0.8323	0.8393
2013年11月22日 (第22特定期間)	40,989	41,358	0.7778	0.7848
2014年5月22日 (第23特定期間)	30,275	30,548	0.7759	0.7829
2014年11月25日 (第24特定期間)	18,084	18,219	0.7358	0.7413
2015年5月22日 (第25特定期間)	13,221	13,322	0.7194	0.7249
2015年11月24日 (第26特定期間)	9,625	9,692	0.6439	0.6484
2016年5月23日 (第27特定期間)	8,169	8,228	0.6129	0.6174
2016年11月22日 (第28特定期間)	7,970	8,016	0.6081	0.6116
2017年5月22日 (第29特定期間)	7,870	7,914	0.6213	0.6248
2017年11月22日 (第30特定期間)	8,657	8,686	0.6126	0.6146
2018年5月22日 (第31特定期間)	7,630	7,656	0.5956	0.5976
2018年11月22日 (第32特定期間)	6,576	6,599	0.5708	0.5728
2019年5月22日 (第33特定期間)	6,020	6,040	0.5818	0.5838
2019年11月22日 (第34特定期間)	4,713	4,729	0.5751	0.5771
2020年5月22日 (第35特定期間)	4,059	4,074	0.5255	0.5275
2019年6月末日	5,989	—	0.5847	—

2019年7月末日	5,946	—	0.5837	—
2019年8月末日	5,915	—	0.5832	—
2019年9月末日	5,862	—	0.5813	—
2019年10月末日	5,195	—	0.5784	—
2019年11月末日	4,714	—	0.5773	—
2019年12月末日	4,698	—	0.5852	—
2020年1月末日	4,584	—	0.5788	—
2020年2月末日	4,472	—	0.5698	—
2020年3月末日	3,859	—	0.4984	—
2020年4月末日	3,976	—	0.5144	—
2020年5月末日	4,143	—	0.5347	—
2020年6月末日	4,133	—	0.5327	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第16特定期間（第102期～第107期計算期間合計）	0.0420
第17特定期間（第108期～第113期計算期間合計）	0.0420
第18特定期間（第114期～第119期計算期間合計）	0.0420
第19特定期間（第120期～第125期計算期間合計）	0.0420
第20特定期間（第126期～第131期計算期間合計）	0.0420
第21特定期間（第132期～第137期計算期間合計）	0.0420
第22特定期間（第138期～第143期計算期間合計）	0.0420
第23特定期間（第144期～第149期計算期間合計）	0.0420
第24特定期間（第150期～第155期計算期間合計）	0.0345
第25特定期間（第156期～第161期計算期間合計）	0.0330
第26特定期間（第162期～第167期計算期間合計）	0.0280
第27特定期間（第168期～第173期計算期間合計）	0.0270
第28特定期間（第174期～第179期計算期間合計）	0.0260
第29特定期間（第180期～第185期計算期間合計）	0.0210
第30特定期間（第186期～第191期計算期間合計）	0.0180
第31特定期間（第192期～第197期計算期間合計）	0.0120
第32特定期間（第198期～第203期計算期間合計）	0.0120
第33特定期間（第204期～第209期計算期間合計）	0.0120
第34特定期間（第210期～第215期計算期間合計）	0.0120
第35特定期間（第216期～第221期計算期間合計）	0.0120

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第16特定期間（第102期～第107期計算期間合計）	9.6
第17特定期間（第108期～第113期計算期間合計）	6.6
第18特定期間（第114期～第119期計算期間合計）	△4.2
第19特定期間（第120期～第125期計算期間合計）	7.4
第20特定期間（第126期～第131期計算期間合計）	5.7
第21特定期間（第132期～第137期計算期間合計）	6.6
第22特定期間（第138期～第143期計算期間合計）	△1.5
第23特定期間（第144期～第149期計算期間合計）	5.2
第24特定期間（第150期～第155期計算期間合計）	△0.7
第25特定期間（第156期～第161期計算期間合計）	2.3
第26特定期間（第162期～第167期計算期間合計）	△6.6
第27特定期間（第168期～第173期計算期間合計）	△0.6
第28特定期間（第174期～第179期計算期間合計）	3.5
第29特定期間（第180期～第185期計算期間合計）	5.6
第30特定期間（第186期～第191期計算期間合計）	1.5
第31特定期間（第192期～第197期計算期間合計）	△0.8
第32特定期間（第198期～第203期計算期間合計）	△2.1
第33特定期間（第204期～第209期計算期間合計）	4.0
第34特定期間（第210期～第215期計算期間合計）	0.9
第35特定期間（第216期～第221期計算期間合計）	△6.5

(注) 収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第16特定期間 (2010年5月25日～2010年11月22日)	181,186,692	552,555,028	1,430,453,941
第17特定期間 (2010年11月23日～2011年5月23日)	260,667,575	247,362,237	1,443,759,279
第18特定期間 (2011年5月24日～2011年11月22日)	249,635,250	353,168,045	1,340,226,484
第19特定期間 (2011年11月23日～2012年5月22日)	11,511,256,353	133,357,265	12,718,125,572
第20特定期間 (2012年5月23日～2012年11月22日)	20,077,241,512	2,507,817,058	30,287,550,026
第21特定期間 (2012年11月23日～2013年5月22日)	40,329,658,989	12,380,844,831	58,236,364,184
第22特定期間 (2013年5月23日～2013年11月22日)	10,418,166,407	15,954,291,446	52,700,239,145
第23特定期間 (2013年11月23日～2014年5月22日)	3,993,177,178	17,674,826,609	39,018,589,714
第24特定期間 (2014年5月23日～2014年11月25日)	2,046,849,514	16,488,347,854	24,577,091,374
第25特定期間 (2014年11月26日～2015年5月22日)	941,516,356	7,139,566,099	18,379,041,631
第26特定期間 (2015年5月23日～2015年11月24日)	594,451,376	4,024,490,048	14,949,002,959
第27特定期間 (2015年11月25日～2016年5月23日)	731,360,275	2,352,894,193	13,327,469,041
第28特定期間 (2016年5月24日～2016年11月22日)	1,212,953,104	1,432,933,188	13,107,488,957
第29特定期間 (2016年11月23日～2017年5月22日)	1,961,400,401	2,402,018,501	12,666,870,857
第30特定期間 (2017年5月23日～2017年11月22日)	3,507,409,257	2,041,266,931	14,133,013,183
第31特定期間 (2017年11月23日～2018年5月22日)	770,242,754	2,090,047,135	12,813,208,802
第32特定期間 (2018年5月23日～2018年11月22日)	204,182,797	1,496,935,327	11,520,456,272
第33特定期間 (2018年11月23日～2019年5月22日)	146,573,096	1,319,957,360	10,347,072,008
第34特定期間 (2019年5月23日～2019年11月22日)	155,308,384	2,306,698,705	8,195,681,687
第35特定期間 (2019年11月23日～2020年5月22日)	159,788,117	630,927,095	7,724,542,709

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## ＜参考情報＞

(2020年6月30日現在)

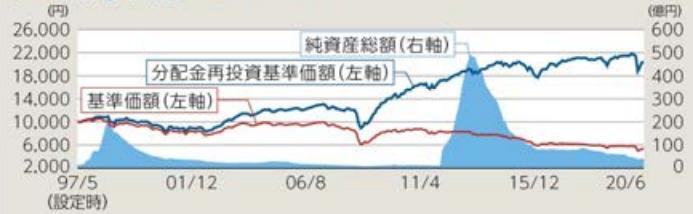
※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。  
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。  
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

## 基準価額・純資産の推移

### ポートフォリオA(為替ヘッジなし)



### ポートフォリオB(為替ヘッジあり)



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。  
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

ポートフォリオA (為替ヘッジなし)	ポートフォリオB (為替ヘッジあり)
基準価額	4,953円 5,327円
純資産総額	51.0億円 41.3億円

## 分配の推移

(1万口当たり/税引前)

決算期	分配金	
	ポートフォリオA (為替ヘッジなし)	ポートフォリオB (為替ヘッジあり)
2020年 2月	40円	20円
2020年 3月	40円	20円
2020年 4月	40円	20円
2020年 5月	40円	20円
2020年 6月	40円	20円
直近1年間累計	480円	240円
設定来累計	14,540円	10,580円

## 主要な資産の状況(マザーファンド)

### 資産別組入状況

債券等	93.4%
転換社債	0.6%
株式	0.4%
現金・その他	5.6%

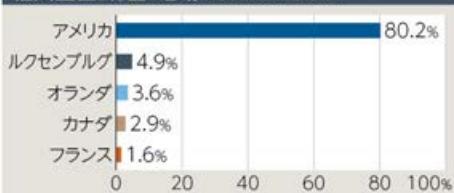
### 組入上位10銘柄

銘柄	クーポン	償還日	業種	格付	比率
1 CCOホールディングス／キャピタル	5.125%	2027/05/01	メディアケーブル	BB/Ba	1.1%
2 スプリント・キャピタル・コーポレーション	8.75%	2032/03/15	通信	BB/Ba	1.0%
3 トランスダイム	6.25%	2026/03/15	航空宇宙／防衛	B	1.0%
4 ラックスペース・ホスティング	8.625%	2024/11/15	テクノロジー／エレクトロニクス	B	0.9%
5 ミリコム・インターナショナル・セルラー	6%	2025/03/15	通信	BB/Ba	0.9%
6 ビストラ・オペレーションズ	5%	2027/07/31	エネルギー	BB/Ba	0.8%
7 アラマーク・サービス	5%	2028/02/01	支援－サービス	BB/Ba	0.8%
8 インタージェン	7%	2023/06/30	公益	B	0.8%
9 ジッゴ	5.5%	2027/01/15	メディアケーブル	B	0.8%
10 アリー	5.75%	2025/11/20	自動車ローン	BB/Ba	0.8%

### 格付別組入状況(対投資債券比率)

A1以上	—
BBB/Baa	4.8%
BB/Ba	48.4%
B	31.8%
CCC/Caa	12.2%
CC/Ca以下	0.0%
格付なし	2.8%

### 組入上位5カ国・地域(対投資資産比率)



### 組入上位5業種(対投資資産比率)



※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。

※クーポンは、銘柄属性として発行時に定められたものを表示しております。

※債券以外の銘柄は、クーポン・償還日・格付の属性を表示しておりません。

※2049/12/31は、永久債を表示しております。

※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。(「プラス／マイナス」の符号は省略しています。)なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

※債券等には、金銭債権が含まれます。

※国・地域は発行国・地域を表示しています。

## 年間收益率の推移

### ポートフォリオA(為替ヘッジなし)



### ポートフォリオB(為替ヘッジあり)



※ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は、ベンチマークを設定しておりません。

※ファンドの收益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2020年は年初以降6月末までの実績となります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはお申込み受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.30%（税抜3.00%）を超えないものとします。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただき、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日には解約の受付は行いません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算した価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口の解約請求には別途制限を設ける場合があります。

※ 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※ 主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

なお、基準価額は原則として委託会社の毎営業日に計算され、委託会社のホームページ（アドレス（<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただきか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（営業時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。ほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ポートフォリオAは「ハイボンA無」、ポートフォリオBは「ハイボンB有」としてそれぞれ略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

#### （2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（5）その他（a）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### （4）【計算期間】

計算期間は原則として毎月23日から翌月22日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### （5）【その他】

##### （a）信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数がポートフォリオAおよびポートフォリオBの合計で20億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下ないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。この変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からの別段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ (<https://www.fidelity.co.jp/>) に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知り得る受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることができます。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「(b) 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額を言います。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

なお、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月末満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35特定期間（2019年11月23日から2020年5月22日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年7月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田信之 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープンポートフォリオA（為替ヘッジなし）の2019年11月23日から2020年5月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープンポートフォリオA（為替ヘッジなし）の2020年5月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2019年11月22日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2020年1月15日付けで無限定適正意見を表明している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

【フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）】

### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第34特定期間 2019年11月22日現在	第35特定期間 2020年5月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	7, 263, 203	1, 347, 210
親投資信託受益証券	5, 666, 779, 072	5, 127, 021, 732
未収入金	57, 722, 894	66, 645, 403
流動資産合計	5, 731, 765, 169	5, 195, 014, 345
資産合計	5, 731, 765, 169	5, 195, 014, 345
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	41, 154, 803	41, 857, 001
未払解約金	9, 490, 325	12, 479, 320
未払受託者報酬	258, 563	229, 993
未払委託者報酬	7, 757, 130	6, 899, 952
その他未払費用	1, 674, 471	1, 301, 315
流動負債合計	60, 335, 292	62, 767, 581
負債合計	60, 335, 292	62, 767, 581
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10, 288, 700, 945	10, 464, 250, 450
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4, 617, 271, 068	△5, 332, 003, 686
（分配準備積立金）	446, 383, 184	300, 460, 158
元本等合計	5, 671, 429, 877	5, 132, 246, 764
純資産合計	5, 671, 429, 877	5, 132, 246, 764
負債純資産合計	5, 731, 765, 169	5, 195, 014, 345

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第34特定期間 自 2019年5月23日 至 2019年11月22日	第35特定期間 自 2019年11月23日 至 2020年5月22日
<b>営業収益</b>		
受取利息	15	18
有価証券売買等損益	71,786,304	△331,188,325
営業収益合計	71,786,319	△331,188,307
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,551,653	1,506,195
委託者報酬	46,550,980	45,186,877
その他費用	1,674,471	1,301,315
営業費用合計	49,777,104	47,994,387
営業利益又は営業損失(△)	22,009,215	△379,182,694
経常利益又は経常損失(△)	22,009,215	△379,182,694
当期純利益又は当期純損失(△)	22,009,215	△379,182,694
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△4,772,291	△9,787,232
期首剩余金又は期首次損金(△)	△4,439,466,867	△4,617,271,068
剩余金増加額又は欠損金減少額	360,956,481	467,052,435
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	360,956,481	467,052,435
剩余金減少額又は欠損金増加額	321,605,790	562,194,459
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	321,605,790	562,194,459
<b>分配金</b>	243,936,398	250,195,132
期末剩余金又は期末欠損金(△)	△4,617,271,068	△5,332,003,686

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第34特定期間 2019年11月22日現在	第35特定期間 2020年5月22日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	10,396,089,798 円 724,182,597 円 831,571,450 円	10,288,700,945 円 1,177,395,572 円 1,001,846,067 円
2. 受益権の総数	10,288,700,945 口	10,464,250,450 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	4,617,271,068 円	5,332,003,686 円
4. 1口当たり純資産額	0.5512 円	0.4905 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第34特定期間 自 2019年5月23日 至 2019年11月22日	第35特定期間 自 2019年11月23日 至 2020年5月22日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 (自2019年5月23日 至2019年6月24日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(22,374,610円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(51,985,347円)及び分配準備積立金(536,044,672円)より分配対象収益は610,404,629円(1口当たり0.061086円)であり、うち39,970,364円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 (自2019年11月23日 至2019年12月23日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(27,426,662円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(57,881,684円)及び分配準備積立金(441,671,429円)より分配対象収益は526,979,775円(1口当たり0.050917円)であり、うち41,398,825円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。
(自2019年6月25日 至2019年7月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(22,511,118円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(41,372,073円)及び分配準備積立金(533,169,713円)より分配対象収益は597,052,904円(1口当たり0.059334円)であり、うち40,250,507円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。	(自2019年12月24日 至2020年1月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(23,596,568円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(70,721,236円)及び分配準備積立金(422,039,536円)より分配対象収益は516,357,340円(1口当たり0.049208円)であり、うち41,973,477円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。
(自2019年7月23日 至2019年8月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(21,756,634円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,101,888円)及び分配準備積立金(530,835,666円)より分配対象収益は583,694,188円(1口当たり0.057497円)であり、うち40,606,812円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。	(自2020年1月23日 至2020年2月25日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(22,553,129円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(75,633,381円)及び分配準備積立金(394,668,475円)より分配対象収益は492,854,985円(1口当たり0.047393円)であり、うち41,596,902円(1口当たり0.004000円)を分配金額としております。
(自2019年8月23日 至2019年9月24日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(29,366,702円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買	(自2020年2月26日 至2020年3月23日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(18,078,720円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買

等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（36,452,679円）及び分配準備積立金（509,149,316円）より分配対象収益は574,968,697円（1口当たり0.056388円）であり、うち40,786,355円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

（自2019年9月25日 至2019年10月23日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（18,074,475円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（45,036,302円）及び分配準備積立金（494,387,152円）より分配対象収益は557,497,929円（1口当たり0.054169円）であり、うち41,167,557円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

（自2019年10月24日 至2019年11月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（21,214,461円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（49,989,652円）及び分配準備積立金（466,323,526円）より分配対象収益は537,527,639円（1口当たり0.052244円）であり、うち41,154,803円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（80,034,461円）及び分配準備積立金（367,786,177円）より分配対象収益は465,899,358円（1口当たり0.045159円）であり、うち41,267,759円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

（自2020年3月24日 至2020年4月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（25,711,281円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（92,963,989円）及び分配準備積立金（340,532,937円）より分配対象収益は459,208,207円（1口当たり0.043629円）であり、うち42,101,168円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

（自2020年4月23日 至2020年5月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（23,493,987円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（95,981,453円）及び分配準備積立金（318,823,172円）より分配対象収益は438,298,612円（1口当たり0.041885円）であり、うち41,857,001円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) 上記以外の金融商品</p> <p>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第34特定期間 2019年11月22日現在	第35特定期間 2020年5月22日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,871,202	123,980,827
合計	7,871,202	123,980,827

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド	1,047,656,572	5,127,021,732	
親投資信託受益証券 合計		1,047,656,572	5,127,021,732	
合計		1,047,656,572	5,127,021,732	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年7月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田信之 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープンポートフォリオB（為替ヘッジあり）の2019年11月23日から2020年5月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープンポートフォリオB（為替ヘッジあり）の2020年5月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2019年11月22日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2020年1月15日付けで無限定適正意見を表明している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

【フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）】

### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第34特定期間 2019年11月22日現在	第35特定期間 2020年5月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	697,021	111,030
親投資信託受益証券	4,734,924,268	4,065,304,486
未収入金	41,096,688	27,431,178
流動資産合計	4,776,717,977	4,092,846,694
資産合計	4,776,717,977	4,092,846,694
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,563,150	4,928,284
未払金	17,351,739	3,018,518
未払収益分配金	16,391,363	15,449,085
未払解約金	13,218,529	3,095,645
未払受託者報酬	226,709	180,569
未払委託者報酬	6,801,452	5,417,396
その他未払費用	1,918,650	1,445,108
流動負債合計	63,471,592	33,534,605
負債合計	63,471,592	33,534,605
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	8,195,681,687	7,724,542,709
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,482,435,302	△3,665,230,620
（分配準備積立金）	157,781,207	157,774,719
元本等合計	4,713,246,385	4,059,312,089
純資産合計	4,713,246,385	4,059,312,089
負債純資産合計	4,776,717,977	4,092,846,694

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第34特定期間 自 2019年5月23日 至 2019年11月22日	第35特定期間 自 2019年11月23日 至 2020年5月22日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2	6
有価証券売買等損益	81,463,935	△250,305,301
為替差損益	25,950,125	△1,313,500
<b>営業収益合計</b>	<b>107,414,062</b>	<b>△251,618,795</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,573,856	1,193,638
委託者報酬	47,216,867	35,810,501
その他費用	1,929,450	1,445,108
<b>営業費用合計</b>	<b>50,720,173</b>	<b>38,449,247</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>56,693,889</b>	<b>△290,068,042</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>56,693,889</b>	<b>△290,068,042</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>56,693,889</b>	<b>△290,068,042</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,465,583	△3,011,764
<b>期首剰余金又は期首次損金（△）</b>	<b>△4,326,892,017</b>	<b>△3,482,435,302</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	968,829,220	272,185,633
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	968,829,220	272,185,633
剰余金減少額又は欠損金増加額	65,090,728	73,756,632
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	65,090,728	73,756,632
<b>分配金</b>	<b>117,441,249</b>	<b>94,168,041</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>△3,482,435,302</b>	<b>△3,665,230,620</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第34特定期間 2019年11月22日現在	第35特定期間 2020年5月22日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	10,347,072,008 円 155,308,384 円 2,306,698,705 円	8,195,681,687 円 159,788,117 円 630,927,095 円
2. 受益権の総数	8,195,681,687 口	7,724,542,709 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	3,482,435,302 円	3,665,230,620 円
4. 1口当たり純資産額	0.5751 円	0.5255 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第34特定期間 自 2019年5月23日 至 2019年11月22日	第35特定期間 自 2019年11月23日 至 2020年5月22日
<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左</p>
<p>2. 分配金の計算過程 (自2019年5月23日 至2019年6月24日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（27,666,264円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（111,977,926円）及び分配準備積立金（183,636,295円）より分配対象収益は323,280,485円（1口当たり0.031511円）であり、うち20,518,614円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>(自2019年6月25日 至2019年7月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（21,196,889円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（111,527,916円）及び分配準備積立金（189,304,904円）より分配対象収益は322,029,709円（1口当たり0.031592円）であり、うち20,386,521円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>(自2019年7月23日 至2019年8月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（22,574,220円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（111,733,383円）及び分配準備積立金（188,465,783円）より分配対象収益は322,773,386円（1口当たり0.031825円）であり、うち20,284,159円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>(自2019年8月23日 至2019年9月24日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（28,248,697円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証</p>	<p>2. 分配金の計算過程 (自2019年11月23日 至2019年12月23日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（21,865,627円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（90,998,951円）及び分配準備積立金（155,128,214円）より分配対象収益は267,992,792円（1口当たり0.033180円）であり、うち16,153,703円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>(自2019年12月24日 至2020年1月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（14,747,277円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（90,349,822円）及び分配準備積立金（158,262,696円）より分配対象収益は263,359,795円（1口当たり0.033035円）であり、うち15,944,089円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>(自2020年1月23日 至2020年2月25日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（17,649,587円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（89,759,554円）及び分配準備積立金（154,351,348円）より分配対象収益は261,760,489円（1口当たり0.033286円）であり、うち15,727,756円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>(自2020年2月26日 至2020年3月23日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（13,924,049円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証</p>

券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（111,476,272円）及び分配準備積立金（189,015,229円）より分配対象収益は328,740,198円（1口当たり0.032633円）であり、うち20,147,429円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2019年9月25日 至2019年10月23日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（17,473,816円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（109,847,050円）及び分配準備積立金（192,134,177円）より分配対象収益は319,455,043円（1口当たり0.032410円）であり、うち19,713,163円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2019年10月24日 至2019年11月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（16,841,480円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（91,950,283円）及び分配準備積立金（157,331,090円）より分配対象収益は266,122,853円（1口当たり0.032471円）であり、うち16,391,363円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（88,312,972円）及び分配準備積立金（153,250,965円）より分配対象収益は255,487,986円（1口当たり0.033091円）であり、うち15,441,674円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2020年3月24日 至2020年4月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（19,779,986円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（89,549,154円）及び分配準備積立金（150,717,000円）より分配対象収益は260,046,140円（1口当たり0.033659円）であり、うち15,451,734円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2020年4月23日 至2020年5月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（18,601,809円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（89,957,674円）及び分配準備積立金（154,621,995円）より分配対象収益は263,181,478円（1口当たり0.034071円）であり、うち15,449,085円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

### (有価証券に関する注記)

## 壳買目的有価証券

種類	第34特定期間 2019年11月22日現在	第35特定期間 2020年5月22日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,609,186	99,130,966
合計	6,609,186	99,130,966

### (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第34特定期間 2019年11月22日 現在			第35特定期間 2020年5月22日 現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1年 超			うち 1年 超		
市場取引以外 の取引						
為替予約取 引						
売建	4,760,738,842	—	4,768,301,992	△7,563,150	4,000,558,190	—
アメリカ・ ドル	4,760,738,842	—	4,768,301,992	△7,563,150	4,000,558,190	—
合計	4,760,738,842	—	4,768,301,992	△7,563,150	4,000,558,190	—
					4,005,486,474	△4,928,284

### (注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
    - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
    - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
      - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
      - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド	830,705,073	4,065,304,486	
親投資信託受益証券 合計		830,705,073	4,065,304,486	
合計		830,705,073	4,065,304,486	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	2019年11月22日現在	2020年5月22日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	459,676,968	479,024,595
株式	27,112,544	29,019,456
社債券	9,523,601,432	8,493,980,334
貸付債権	322,688,786	149,255,032
派生商品評価勘定	258,619	—
未収入金	111,512,575	66,354,101
未収利息	107,724,585	106,647,111
前払費用	34,885,150	17,650,261
流動資産合計	10,587,460,659	9,341,930,890
資産合計	10,587,460,659	9,341,930,890
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,636	13,135
未払金	88,030,966	55,512,800
未払解約金	97,739,219	94,076,581
流動負債合計	185,778,821	149,602,516
負債合計	185,778,821	149,602,516
純資産の部		
元本等		
元本	1,997,561,711	1,878,361,645
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	8,404,120,127	7,313,966,729
元本等合計	10,401,681,838	9,192,328,374
純資産合計	10,401,681,838	9,192,328,374
負債純資産合計	10,587,460,659	9,341,930,890

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 貸付債権の評価基準 及び評価方法	<p>貸付債権 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
3. デリバティブの評価 基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2019年11月22日現在	2020年5月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,316,934,871 円	1,997,561,711 円
期中追加設定元本額	143,133,003 円	127,006,281 円
期中一部解約元本額	462,506,163 円	246,206,347 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オーブン ポートフォリオA (為替ヘッジなし)	1,088,258,387 円	1,047,656,572 円
フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オーブン ポートフォリオB (為替ヘッジあり)	909,303,324 円	830,705,073 円
計	1,997,561,711 円	1,878,361,645 円
3. 受益権の総数	1,997,561,711 口	1,878,361,645 口
4. 1口当たり純資産額	5.2072 円	4.8938 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

## II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) 貸付債権 重要な会計方針に係る事項に関する注記「貸付債権の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(4) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	2019年11月22日現在	2020年5月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	36,135	2,141,393
社債券	57,272,938	△330,868,017
合計	57,309,073	△328,726,624

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2019年11月22日 現在			2020年5月22日 現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1 年 超			うち 1 年 超		
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売建	92,423,929	—	92,173,946	249,983	10,932,291	—
アメリカ・ドル	92,423,929	—	92,173,946	249,983	10,932,291	—
合計	92,423,929	—	92,173,946	249,983	10,932,291	—

(注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
    - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## ① 有価証券明細表

## (ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	SOUTHEASTERN GROCERS INC	3,694	40.55	149,791.70	
	TOPS MARKETS CORP	340	351.56	119,530.40	
アメリカ・ドル 小計		4,034		269,322.10 (29,019,456)	
合計		4,034		29,019,456 (29,019,456)	

## (イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	1011778 BC ULC 5.75% 4/25 144A	75,000.00	79,109.25	
		ACRISURE LLC 7% 11/15/25 144A	150,000.00	140,230.50	
		ADVANCED DRAIN 5% 9/30/27 144A	470,000.00	467,650.00	
		AECOM 5.875% 10/15/24	300,000.00	319,500.00	
		AERCAP GL 6.5%/VAR 6/45 144A	175,000.00	130,891.25	
		AERCAP HOLD 5.875%/VAR 10/10/79	1,200,000.00	804,000.00	
		AES CORP 4.5% 03/15/23	195,000.00	199,777.50	
		AES CORP 5.125% 09/01/2027	105,000.00	110,118.75	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC 5.8	250,000.00	195,000.00	
		ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	645,000.00	654,675.00	
		ALLISON TR 5.875% 6/1/29 144A	75,000.00	75,375.00	
		ALLY FINL INC 5.125% 09/30/24	250,000.00	256,282.50	
		ALLY FINL INC 5.75% 11/20/2025	655,000.00	668,100.00	
		ALPHA NAT RES I 9.75% 4/15/18 Escrow	460,000.00	—	
		ALTICE FINCO 7.625% 2/25 144A	300,000.00	299,628.00	
		ALTICE FING 5% 01/15/28 144A	200,000.00	197,898.00	

ALTICE FING SA 7. 5% 05/26 144A	270, 000. 00	281, 745. 00	
ALTICE FR 10. 5% 5/15/27 144A	100, 000. 00	108, 625. 00	
ALTICE FR HLDS 6% 2/15/28 144A	95, 000. 00	88, 825. 00	
ALTICE FRAN 10. 5% 5/15/27 RGS	150, 000. 00	162, 937. 50	
ALTICE FRANCE 8. 125% 2/27 144A	475, 000. 00	518, 695. 25	
ALTICE FRANCE SA 5. 5% 01/15/20	200, 000. 00	203, 000. 00	
AMC NETWORKS INC 4. 75% 12/15/2	160, 000. 00	160, 201. 60	
AMWINS GROUP 7. 75% 7/1/26 144A	365, 000. 00	385, 987. 50	
ARAMARK SERVICES 5% 2/28 144A	750, 000. 00	728, 340. 00	
ARAMARK SERVICES INC 6. 375% 05	100, 000. 00	102, 750. 00	
ARCHROCK LP 6. 875% 4/27 144A	100, 000. 00	89, 303. 00	
ARDAGH PKG/USA 6% 2/15/25 144A	400, 000. 00	407, 180. 00	
ASCEND LEARN 6. 875% 8/25 144A	15, 000. 00	14, 978. 25	
ASCEND LEARNI 6. 875% 8/25 144A	35, 000. 00	34, 727. 00	
ASGN INC 4. 625% 05/15/28 144A	300, 000. 00	286, 920. 00	
BANFF MERGER 9. 75% 9/26 144A	850, 000. 00	826, 625. 00	
BANK OF AMERICA 5. 2% PERP	200, 000. 00	193, 304. 00	
BANK OF AMERICA 6. 1% VAR PERP	235, 000. 00	245, 868. 75	
BAUSCH HEALTH 5. 25% 1/30 144A	200, 000. 00	194, 500. 00	
BAUSCH HLTH 5. 75% 8/15/27 144A	30, 000. 00	32, 025. 00	
BBA US HLDGS 4% 03/01/28 144A	500, 000. 00	412, 500. 00	
BBA US HLDGS 5. 375% 5/26 144A	45, 000. 00	40, 861. 35	
BCPE CYCLE MERGER SUB II INC 1	55, 000. 00	57, 337. 50	
BOMBARDIER 7. 875% 04/27 144A	310, 000. 00	176, 700. 00	
BOMBARDIER INC 7. 5% 03/25 144A	70, 000. 00	40, 425. 00	

BOMBARDIER INC 7. 5% 12/24 144A	360, 000. 00	207, 000. 00	
BOYD GAMING 6% 08/15/26	220, 000. 00	208, 929. 60	
BOYD GAMING CORP 4. 75% 12/01/2	230, 000. 00	202, 273. 50	
BOYD GAMING CORP 6. 375% 4/1/26	250, 000. 00	238, 612. 50	
BRAND ENERGY 8. 5% 7/25 144A	440, 000. 00	359, 713. 20	
BWX TECHNOLOG 5. 375% 7/26 144A	500, 000. 00	512, 500. 00	
C&W SENIOR FIN 7. 5% 10/26 144A	200, 000. 00	202, 250. 00	
C&W SR FIN 6. 875% 9/15/27 144A	550, 000. 00	543, 125. 00	
CAMELOT FIN SA 4. 5% 11/26 144A	245, 000. 00	244, 848. 10	
CATALENT PHA 4. 875% 1/26 144A	400, 000. 00	410, 500. 00	
CATALENT PHARM 5% 6/30/27 144A	35, 000. 00	36, 137. 50	
CCO HLDGS 4. 75% 03/01/30 144A	515, 000. 00	535, 600. 00	
CCO HLDGS LLC 5. 875% 5/27 144A	45, 000. 00	47, 418. 75	
CCO HLDGS/CAP 5% 2/1/28 144A	400, 000. 00	419, 000. 00	
CCO HLDGS/CAP 5. 125% 5/27 144	875, 000. 00	920, 675. 00	
CDK GLOBAL INC 4. 875% 06/01/27	230, 000. 00	234, 025. 00	
CDK GLOBAL INC 5. 25% 5/29 144A	50, 000. 00	50, 875. 00	
CDK GLOBAL INC 5. 875% 06/15/26	45, 000. 00	46, 800. 00	
CENOVUS ENERGY 5. 4% 06/15/47	209, 000. 00	156, 482. 48	
CENOVUS ENERGY 6. 75% 11/15/39	41, 000. 00	35, 456. 39	
CENTENE CORP 3. 375% 2/15/30 WI	380, 000. 00	381, 406. 00	
CENTENE CORP 4. 25% 12/15/27	95, 000. 00	98, 582. 45	
CENTENE CORP 5. 25% 04/1/25 RGS	105, 000. 00	109, 197. 90	
CENTENE CORP 5. 375% 08/15/26 R	80, 000. 00	84, 936. 00	
CENTURYLINK 5. 125% 12/26 144A	700, 000. 00	693, 875. 00	

CENTURYLINK INC 5.62% 04/01/20	300,000.00	306,372.00	
CENTURYLINK INC 7.5% 04/01/24	300,000.00	328,215.00	
CF INDUSTRIES INC 4.95% 6/43	155,000.00	160,421.90	
CHARLES RIV 4.25% 5/1/28 144A	30,000.00	30,829.50	
CHEMOURS CO 5.375% 05/15/2027	450,000.00	386,824.50	
CHEMOURS CO 7% 05/15/2025	200,000.00	189,560.00	
CHENIERE ENERG 5.625% 10/01/26	50,000.00	50,010.00	
CHENIERE ENERGY 5.25% 10/25	250,000.00	247,500.00	
CHS/CMNTY HEA 8.625% 1/24 144A	85,000.00	82,875.00	
CHS/CMNTY HEALTH 6.25% 3/31/23	145,000.00	138,082.05	
CHS/CMNTY HEALTH 8% 3/26 144A	600,000.00	579,000.00	
CHS/CMNTY HLT 8.125% 6/24 144A	100,000.00	69,000.00	
CHUKCHANSI EC 9.75 5/30/20 RGS	113,321.60	47,595.07	
CIT GROUP INC 4.125/VAR 11/29	250,000.00	231,250.00	
CIT GROUP INC NEW 5.25% 3/7/25	120,000.00	119,054.40	
CITGO PETR 6.25% 08/15/22 144A	200,000.00	192,000.00	
CLEARWY ENR 4.75% 3/15/28 144A	55,000.00	56,443.75	
CLEARWY ERG LLC 5.75% 10/15/25	140,000.00	148,052.80	
CLEVELAND-CLIFF 5.75% 03/01/25	150,000.00	102,000.00	
COMPASS MINE 6.75% 12/27 144A	150,000.00	156,000.00	
COMSTOCK ESCROW 9.75% 08/15/2026	125,000.00	114,062.50	
CONSOLID FRN 3ML+375 6/22 144A	335,000.00	288,532.15	
CONSOLIDATED 6.5% 5/26 144A	240,000.00	192,000.00	
CONTINENTAL RES 3.8% 6/24 WI	200,000.00	173,000.00	
CONTINENTAL RES 4.5% 4/23 WI	250,000.00	231,250.00	

CONTINENTAL RES 4.9 6/44 WI	20,000.00	14,743.60	
CORRECTIONS COR 4.625% 5/01/23	200,000.00	192,474.00	
CRC ESCROW 5.25% 10/15/25 144A	365,000.00	302,245.55	
CRESTWOOD MIDSTRM 6.25% 04/23	150,000.00	135,750.00	
CROWN AMER 4.25% 09/30/26	55,000.00	55,825.00	
CSC HLDGS 5.5% 04/15/27 144A	500,000.00	524,600.00	
CSC HLDGS 7.75% 7/15/25 144A	215,000.00	224,834.10	
CSC HOLDINGS 5.75% 01/30 144A	355,000.00	373,637.50	
CSC HOLDINGS 6.5% 2/1/29 144A	245,000.00	269,377.50	
CSC HOLDINGS 7.5% 4/1/28 144A	335,000.00	370,074.50	
CVR ENERGY 5.25% 2/15/25 144A	250,000.00	215,000.00	
CVR ENERGY 5.75% 02/15/28 144A	30,000.00	25,650.00	
DAVITA HEALTHCARE PRTN 5% 5/25	75,000.00	76,875.00	
DAVITA HEALTHCR 5.125% 7/15/24	255,000.00	258,187.50	
DCP MIDSTR 5.85% 5/21/43 144A	90,000.00	52,200.00	
DCP MIDSTREAM 5.125% 05/15/29	160,000.00	137,024.00	
DCP MIDSTREAM OP 5.375% 07/25	245,000.00	218,050.00	
DENBURY RESOUR 9.25% 3/22 144A	60,000.00	21,300.00	
DENBURY RESOURCE 7.75% 02/15/24 144A	732,000.00	259,860.00	
DIAMOND SPORTS GROUP LLC / DIA	215,000.00	161,787.50	
DISH CORP 5% 03/15/23 WI	50,000.00	49,099.50	
DISH DBS CORP 5.875% 11/24	80,000.00	77,436.00	
DISH DBS CORP 5.875% 7/22	310,000.00	316,820.00	
DISH DBS CORP 7.75% 07/01/26	235,000.00	239,582.50	
DISH NETWK CV 3.375% 8/26 144A	594,000.00	499,750.02	

DYNEGY INC 5.875% 6/1/23	195,000.00	196,950.00	
EG GLOBAL 8.5% 10/30/25 144A	390,000.00	398,775.00	
EG GLOBAL FINANCE PLC 6.75% 02	160,000.00	155,200.00	
ENSEMBLE S MRG 9% 9/30/23 144A	210,000.00	212,625.00	
ENTEGRIS INC 4.375% 04/15/2028 144	175,000.00	176,750.00	
ENVIVA PT LP 6.5% 1/15/26 144A	125,000.00	131,250.00	
EQT CORP 3.9% 10/01/27	400,000.00	338,200.00	
EW SCRIPPS 5.125% 05/25 144A	55,000.00	48,950.00	
FAIR ISAAC CORP 4% 06/28 144A	400,000.00	399,520.00	
FINANC & RISK 8.25% 11/26 144A	250,000.00	273,750.00	
FIRST QUANTUM 7.25% 4/23 144A	300,000.00	269,625.00	
FLEX ACQ 6.875% 1/15/25 144A	50,000.00	50,090.00	
FLEX ACQUISIT 7.875% 7/26 144A	300,000.00	300,000.00	
FLY LEASING 5.25% 10/15/24	105,000.00	81,637.50	
FMG RES AUG 4.75% 5/15/22 144A	95,000.00	95,712.50	
FMG RES AUGUS 5.125% 3/23 144A	145,000.00	146,450.00	
FORD MOTOR 9% 04/22/25	200,000.00	202,500.00	
FORD MOTOR 9.625% 4/22/30	65,000.00	68,967.60	
FREEPORT MCMORAN INC5.4% 11/34	200,000.00	191,856.00	
FRONT RANGE BID 4% 3/1/27 144A	150,000.00	146,625.00	
FRONDOOR INC 6.75% 08/15/2026	200,000.00	212,500.00	
FRONTIER COMM 8% 04/01/27 144A	650,000.00	665,892.50	
GEMS MENAS 7.125% 7/31/26 144A	200,000.00	178,312.00	
GEO GROUP INC 5.875% 10/15/24	70,000.00	55,650.00	
GEO GROUP INC 6% 04/15/26	225,000.00	171,000.00	

GLOBAL PARTNERS 7. 0% 06/15/23	500, 000. 00	450, 630. 00	
GLP CAP LP / GLP 5. 25% 6/25	130, 000. 00	129, 138. 10	
GLP CAP LP/ FIN II 5. 375% 4/26	55, 000. 00	54, 488. 50	
GO DADDY OP 5. 25% 12/1/27 144A	390, 000. 00	403, 845. 00	
GOLDEN ENTER 7. 625% 4/26 144A	850, 000. 00	739, 500. 00	
GTE FL 6. 86% 2/01/28	750, 000. 00	668, 595. 00	
GTT CMM INC 7. 875 12/24 144A	105, 000. 00	58, 800. 00	
HCA INC 4. 75% 5/01/23	310, 000. 00	333, 101. 20	
HD SUPPLY IN 5. 375% 10/26 144A	190, 000. 00	195, 937. 50	
HESS INFRASTRUCTURE PARTNERS L	15, 000. 00	14, 308. 50	
HESS MIDST 5. 125% 6/15/28 144A	135, 000. 00	124, 200. 00	
HESS MIDSTREAM 5. 625% 02/15/26	175, 000. 00	166, 932. 50	
HILCORP 6. 25% 11/01/28 144A	50, 000. 00	39, 500. 00	
HILCORP EN/FIN 5% 12/1/24 144A	45, 000. 00	35, 550. 00	
HILTON DOMESTIC 5. 125% 5/01/26	340, 000. 00	338, 374. 80	
HOLLY EN PART 5% 02/01/28 144A	60, 000. 00	56, 532. 00	
HOLOGIC 4. 375% 10/15/25 144A	185, 000. 00	190, 143. 00	
HOWARD HUGHES 5. 375% 3/25 144A	235, 000. 00	215, 950. 90	
HUB INTEL LTD 7% 5/01/26 144A	530, 000. 00	544, 734. 00	
IAA SPINCO 5. 5% 6/15/27 144A	545, 000. 00	549, 087. 50	
ICAHN LP/FN COR 6. 375% 12/15/2	470, 000. 00	470, 963. 50	
IHS MARKIT LTD 4% 3/1/26 144A	60, 000. 00	63, 576. 00	
IMS HEALTH 5% 10/15/26 144A	190, 000. 00	198, 075. 00	
INCEPTION/RCK 8. 625 11/24 144A	780, 000. 00	787, 800. 00	
INTELSAT JACKSON 8% 02/24 144A	555, 000. 00	559, 850. 70	

INTERGEN NV 7. 0% 06/30/23 144A	745, 000. 00	698, 437. 50	
IQVIA INC 5% 05/15/2027 144A	400, 000. 00	417, 388. 00	
ISTAR INC 4. 75% 10/01/24	185, 000. 00	159, 645. 75	
JBS INV II GMBH 7% 1/26 144A	200, 000. 00	210, 558. 00	
JBS INVEST 5. 75% 1/15/28 144A	200, 000. 00	198, 998. 00	
JBS USA LLC 6. 5% 4/15/29 144A	280, 000. 00	300, 384. 00	
JBS USA/FIN 5. 875% 07/24 144A	55, 000. 00	56, 008. 15	
JBS USA/FIN 6. 75% 02/28 144A	295, 000. 00	314, 915. 45	
JBS USA/LUX/FI 5. 5% 01/30 144A	385, 000. 00	393, 354. 50	
JPMORGAN CHASE 4. 6%/VAR PRP	400, 000. 00	353, 748. 00	
KRAFT HEINZ 4. 25% 3/1/31 144A	200, 000. 00	206, 814. 00	
KRAFT HNZ 3. 875% 05/15/27 144A	200, 000. 00	204, 430. 00	
LANDRYS 6. 75% 10/15/24 144A	150, 000. 00	109, 500. 00	
LAUREATE EDU 8. 25% 5/1/25 144A	290, 000. 00	302, 325. 00	
LBC TANK TRM 6. 875 5/15/23 144	472, 000. 00	458, 430. 00	
LCPR SR 6. 75% 10/15/27 144A	200, 000. 00	207, 478. 00	
LEVEL 3 FINA 5. 375% 5/1/25	500, 000. 00	514, 120. 00	
MATCH GROUP INC 5% 12/27 144A	110, 000. 00	114, 675. 00	
MATCH GRP 5. 625% 02/15/29 144A	100, 000. 00	105, 500. 00	
MATTEL IN 5. 875% 12/15/27 144A	250, 000. 00	246, 197. 50	
MEG ENERGY 7% 3/31/24 144A	161, 000. 00	146, 510. 00	
MGM GROWTH PPTYS 4. 5% 9/1/26	300, 000. 00	288, 000. 00	
MGM GROWTH/MGP 5. 75% 02/01/27	100, 000. 00	102, 250. 00	
MILLICOM INTL 6% 3/25 144A	750, 000. 00	755, 625. 00	
MOOG INC 4. 25% 12/15/2027 144A	225, 000. 00	214, 380. 00	

MPT OPER PARTNER 5% 10/15/27	251,000.00	257,802.10	
NABORS IND 5.75% 02/01/25	140,000.00	39,376.40	
NABORS IND 7.5% 1/15/28 144A	75,000.00	39,750.00	
NAVIENT CORP 5.0% 10/20	115,000.00	113,740.75	
NAVIENT CORP 5.875% 10/24	60,000.00	52,800.00	
NAVIENT CORP 7.25% 09/25/23	120,000.00	112,050.00	
NAVIOS MARITIM 7.375 1/22 144A	100,000.00	39,000.00	
NCR CORP NEW 8.125% 04/15/25 144A	40,000.00	42,360.00	
NETFLIX 4.875% 04/15/28	245,000.00	259,572.60	
NETFLIX 5.375% 11/15/29 144A	70,000.00	77,167.30	
NETFLIX 5.875% 11/15/28	75,000.00	84,690.00	
NETFLIX 6.375% 5/15/29	55,000.00	64,229.00	
NETFLIX INC 3.625% 06/15/2025	150,000.00	153,375.00	
NETFLIX INC 4.375% 11/15/26	150,000.00	158,670.00	
NETFLIX INC 4.875% 06/15/2030	200,000.00	214,540.00	
NEXTERA ENERGY 4.25% 9/24 144A	90,000.00	92,702.70	
NEXTERA ENERGY 4.5% 9/27 144A	60,000.00	63,000.00	
NIELSEN CO 5% 02/25 144A	650,000.00	656,090.50	
NOBLE HLDG INTL 5.25% 3/15/42	200,000.00	4,800.00	
NOBLE HLDG INTL 6.2% 8/01/40	175,000.00	1,750.00	
NOBLE HLDG LTD 6.05% 3/1/41	5,000.00	120.00	
NORTHWEST FIN 10.75% 06/01/28 144A	50,000.00	49,000.00	
NRG ENERGY 5.25% 06/15/29 144A	245,000.00	266,212.10	
NRG ENERGY INC 6.625% 01/15/27	320,000.00	342,544.00	

NSG HLDS LLC 7.75% 12/25 144A	110,807.30	111,915.37	
NUFARM AUSTRAL 5.75% 4/26 144A	550,000.00	532,125.00	
NUMERICABLE 7.375% 05/26 144A	550,000.00	578,875.00	
OASIS PETE INC 6.875% 3/15/22	50,000.00	6,250.00	
OASIS PETE INC NEW 6.25% 05/01	50,000.00	5,750.00	
OASIS PETROLEUM 6.875% 1/15/23	50,000.00	5,750.00	
OCCIDENTAL PETE 4.5% 07/15/44	500,000.00	295,625.00	
OCCIDENTAL PETR 2.7% 08/15/22	150,000.00	136,500.00	
OCCIDENTAL PETRO 2.9% 08/15/24	500,000.00	383,750.00	
OCCIDENTAL PETRO 3.5% 8/15/29	750,000.00	496,875.00	
OCI NV 5.25% 11/01/24 144A	165,000.00	161,287.50	
ORTHO-CLI 7.25% 02/01/28 144A	35,000.00	32,725.00	
OWENS BROCKWAY 5% 01/22 144A	32,000.00	32,000.00	
PAC DRLL 2LN PIK VAR 4/24 144A	8,324.00	249.72	
PBF HLD LL 9.25% 05/15/25 144A	100,000.00	107,000.00	
PBF HLDG / FIN 7.25% 06/15/25	195,000.00	173,062.50	
PBF LOGISTICS 6.875% 05/23	230,000.00	211,600.00	
PENN NATL 5.625% 1/15/27 144A	125,000.00	112,500.00	
PERFORMA 6.875% 05/01/25 144A	40,000.00	41,100.00	
PILGRIMS PRIDE 5.75% 3/25 144A	45,000.00	45,796.50	
POLARIS PIK 8.5% 12/1/22 144A	155,000.00	129,080.90	
POST HLDGS 5% 08/15/26 144A	410,000.00	413,177.50	
POST HLDGS 5.625% 01/28 144A	190,000.00	198,075.00	
POST HLDGS 5.75% 3/1/27 144	205,000.00	213,175.40	
QORVO INC 4.375% 10/15/29 144A	170,000.00	173,400.00	

QORVO INC 5. 5% 07/15/26	145, 000. 00	150, 800. 00	
RADIATE HOLD 6. 875% 2/23 144A	350, 000. 00	357, 000. 00	
RADIATE HOLDCO 6. 625% 2/25 144	400, 000. 00	405, 504. 00	
RANGE RES CORP 4. 875% 05/15/25	150, 000. 00	124, 125. 00	
ROYAL CARI 11. 5% 06/01/25 144A	250, 000. 00	251, 562. 50	
RURAL/METRO C 10. 125 7/19 144A	55, 000. 00	—	
SABLE INTL 5. 75% 9/7/27 144A	245, 000. 00	247, 450. 00	
SABRA HLTH/CAP 3. 9% 10/15/29	109, 000. 00	89, 850. 88	
SANCHEZ ENERGY 7. 25% 2/23 144A	381, 000. 00	1, 905. 00	
SCIENTIFIC GAMES 5% 10/25 144A	500, 000. 00	451, 250. 00	
SCRIPPS ESCRO 5. 875% 7/27 144A	95, 000. 00	87, 666. 00	
SERVICE CO INTL 5. 125% 6/1/29	55, 000. 00	59, 004. 00	
SLM CORP 5. 5% 12/31/23	420, 000. 00	389, 550. 00	
SM ENERGY CO 5. 0% 01/15/2024	120, 000. 00	51, 751. 20	
SM ENERGY CO 6. 75% 09/15/26	60, 000. 00	23, 787. 60	
SOLERA LLC/FIN 10. 5% 3/24 144A	100, 000. 00	99, 999. 00	
SOTHEBYS 7. 375% 10/15/27 144A	230, 000. 00	202, 400. 00	
SOUTHWESTERN ENRGY 7. 75% 10/27	100, 000. 00	90, 243. 00	
SPRINT CAP CORP 8. 75% 3/15/32	610, 000. 00	866, 200. 00	
SPRINT CAP CRP 6. 875% 11/15/28	385, 000. 00	467, 775. 00	
SPRINT COMMUNICATIONS 6% 11/15/22	400, 000. 00	423, 364. 00	
SPRINT CORP 7. 125% 06/15/24	343, 000. 00	385, 189. 00	
SPRINT CORP 7. 62% 02/15/2025	55, 000. 00	63, 525. 00	
SPRINT CORP 7. 625% 03/01/2026	115, 000. 00	135, 953. 00	

SPRINT CORP 7.875% 9/15/23	555,000.00	627,094.50	
STARFRUIT FI/LLC 8% 10/26 144A	150,000.00	153,000.00	
STATION CAS 4.5% 02/15/28 144A	350,000.00	286,282.50	
STATION CASINOS 5.0% 10/25	395,000.00	343,650.00	
SUGARHOUSE 5.875% 5/15/25 144A	50,000.00	45,000.00	
SUNOCO LP /CORP 0% 02/15/26	185,000.00	185,462.50	
SUNOCO LP /CORP 6% 04/15/27	265,000.00	267,710.95	
SUNOCO LP/SUNOC 5.875% 3/15/28	50,000.00	50,085.00	
SURGERY CTR 10% 04/15/27 144A	250,000.00	240,990.00	
SYMANTEC CORP 5% 04/25 144A	300,000.00	306,000.00	
T-MOBILE 3.875% 4/15/30 144A	200,000.00	214,658.00	
T-MOBILE USA 3.5% 4/15/27 144A	200,000.00	214,222.00	
T-MOBILE USA INC 6.5% 1/15/26	500,000.00	525,000.00	
TARGA RES LP 5.375% 02/01/27	75,000.00	72,333.75	
TARGA RES LP/FI 4.25% 11/15/23	480,000.00	466,800.00	
TARGA RES P 5.875% 4/26	250,000.00	250,112.50	
TAYLOR MOR 5.875% 6/15/27 144A	85,000.00	82,450.00	
TAYLOR MORRISON CMNTY/ MONARCH	125,000.00	115,000.00	
TEGNA INC 0% 9/30/29 144A	185,000.00	174,362.50	
TELECOM ITAL 5.303 05/24 144A	500,000.00	522,100.00	
TELESAT CDA 6.5% 10/15/27 144A	70,000.00	65,800.00	
TEMPO ACQ 6.75% 06/25 144A	180,000.00	176,400.00	
TEMPO ACQ FIN 5.75% 06/25 144A	130,000.00	133,575.00	
TENET HEALTH 7% 8/1/25	200,000.00	200,500.00	
TENET HEALTH 7.5% 4/1/25 144A	250,000.00	271,250.00	

TENET HEALTHCA 6. 25% 2/27 144A	600, 000. 00	620, 250. 00	
TENET HEALTHCAR 8. 125% 4/22 WI	100, 000. 00	104, 070. 00	
TENET HEALTHCARE 5. 125% 5/1/25	100, 000. 00	100, 230. 00	
TENET HEALTHCARE 6. 75% 6/15/23	200, 000. 00	205, 304. 00	
TERRAFORM POWE 4. 25% 1/23 144A	70, 000. 00	70, 875. 00	
TERRAFORM POWER 5% 1/28 144A	80, 000. 00	84, 977. 60	
TERRIER M 8. 875% 12/15/27 144A	125, 000. 00	113, 593. 75	
TOPS MARKETS CORP ESCROW	340, 000. 00	—	
TOPS MKTS LLC PIK VAR 11/19/24	69, 469. 00	67, 384. 93	
TRANSDIGM 5. 5% 11/15/27 144A	225, 000. 00	191, 812. 50	
TRANSDIGM INC 6. 25% 3/26 144A	870, 000. 00	878, 882. 70	
TRANSDIGM INC 6. 5% 05/15/25	200, 000. 00	185, 500. 00	
TRANSDIGM INC 7. 5% 03/15/27	25, 000. 00	23, 500. 00	
TRANSDIGM INC 8% 12/15/25 144A	345, 000. 00	367, 425. 00	
TRANSDIGM UK 6. 875% 05/15/26	200, 000. 00	182, 000. 00	
TRANSOCEAN 7. 25% 11/25 144A	200, 000. 00	103, 500. 00	
TRANSOCEAN P0 6. 875% 2/27 144A	100, 000. 00	86, 500. 00	
TRIVIUM PACKAG 8. 5% 08/27 144A	300, 000. 00	309, 750. 00	
TRIVIUM PACKING 5. 5% 8/26 144A	375, 000. 00	392, 456. 25	
TTM TECH 5. 625% 10/1/25 144A	245, 000. 00	244, 502. 65	
TWIN RIVER WORLDWID 6. 75% 6/27	165, 000. 00	141, 075. 00	
ULTRA RESCS PIK 11% 07/12/24	1, 545. 00	131. 32	
US FOODS 6. 25% 04/15/25 144A	155, 000. 00	160, 425. 00	
USA COMPRESSIO 6. 875% 04/01/26	100, 000. 00	92, 729. 00	
USIS MERGER 6. 875% 05/25 144A	460, 000. 00	460, 000. 00	

VALEANT PHARM 5. 5% 3/23 144A	23, 000. 00	22, 913. 75	
VALEANT PHARM 8. 50% 1/27 144A	95, 000. 00	103, 436. 00	
VALEANT PHARMA 9% 12/25 144A	300, 000. 00	325, 875. 00	
VALEANT PHARMA 9. 25% 4/26 144A	335, 000. 00	366, 818. 30	
VALVOLINE INC 4. 25% 2/30 144A	315, 000. 00	311, 850. 00	
VERITAS /BERMU 10. 5% 2/24 144A	85, 000. 00	76, 287. 50	
VIACOM INC 5. 875/VAR 02/28/57	130, 000. 00	122, 200. 00	
VIACOM INC 6. 25/VAR 02/28/57	175, 000. 00	171, 879. 75	
VICI PROP 4. 25% 12/01/26 144A	420, 000. 00	403, 502. 40	
VICI PROPE 4. 125% 8/15/30 144A	500, 000. 00	467, 500. 00	
VICI PROPER 3. 5% 02/15/25 144A	120, 000. 00	114, 000. 00	
VIPER ENER 5. 375% 11/1/27 144A	330, 000. 00	320, 100. 00	
VIRGIN MEDIA FI 4. 875% 2/15/22	375, 000. 00	374, 062. 50	
VISTRA OP CO 5. 625% 02/27 144A	320, 000. 00	339, 193. 60	
VISTRA OPERATI 5% 7/31/27 144A	715, 000. 00	745, 709. 25	
VISTRA OPERATIO 5. 5% 9/26 144A	165, 000. 00	173, 043. 75	
VRX ESCROW 5. 875% 5/23 144A	20, 000. 00	20, 090. 00	
VRX ESCROW 6. 125% 4/15/25 144A	150, 000. 00	152, 211. 00	
WALTER ENERGY 9. 5% 10/19 144A	340, 000. 00	—	
WESTERN GAS PAR 3. 1% 02/01/25	85, 000. 00	79, 050. 00	
WESTERN GAS PAR 4% 2/1/30	145, 000. 00	127, 962. 50	
WESTERN GAS PART 4% 7/01/22	45, 000. 00	44, 070. 75	
WESTERN GAS PARTN 4. 65% 7/1/26	45, 000. 00	40, 950. 00	
WESTERN GAS PARTNER 5. 25% 2/50	85, 000. 00	68, 042. 50	
WESTERN GAS PRTNRS 5. 3% 3/1/48	90, 000. 00	68, 962. 50	

	WOLVERINE WRD 6.375% 5/25 144A	250,000.00	255,000.00	
	WP ROCKET MRGR 10.125 7/19 144	55,000.00	—	
	WPX ENERGY INC 5.25% 10/15/202	250,000.00	234,925.00	
	WYNN LAS VEGAS 5.25% 5/27 144A	490,000.00	433,650.00	
	WYNN RESOR 5.125% 10/1/29 144A	130,000.00	121,875.00	
	WYNN RESORTS LTD 7.75% 04/15/2	100,000.00	102,500.00	
	XPO LOGISTICS INC 6.25% 05/01/	290,000.00	297,792.30	
	YUM BRANDS 7.75% 4/1/25 144A	30,000.00	32,844.00	
	ZIGGO BOND 6% 1/15/27 144A	360,000.00	372,600.00	
	ZIGGO BOND CO 5.125% 02/28/30 144A	45,000.00	45,562.50	
	ZIGGO BV 4.875% 01/15/2030 144	70,000.00	71,833.30	
	ZIGGO SEC 5.5% 1/15/27 144A	702,000.00	733,590.00	
	アメリカ・ドル 小計	84,138,466.90	78,830,443.93 (8,493,980,334)	
社債券 合計			8,493,980,334 (8,493,980,334)	
合計			8,493,980,334 (8,493,980,334)	

#### 有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 2銘柄 社債券 351銘柄	0.34% -%	-% 99.66%	100%

#### ② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

④ その他特定資産の明細表

特定資産の種類／通貨	銘柄	数量	帳簿単価 帳簿金額	評価単価 評価金額	評価損益	備考
貸付債権／ アメリカ・ ドル	BRAND ENERGY TERM B 1LN 06/24 C1	68,951.67	94.37 65,073.14	85.80 59,163.29	△5,909.85	—
	BRAND ENERGY TERM B 1LN 06/24 C2	44,656.23	94.37 42,144.32	85.80 38,316.83	△3,827.49	—
	BRAND ENERGY TERM B 1LN 06/24 C3	34,853.64	94.37 32,893.12	85.80 29,905.81	△2,987.31	—
	BRAND ENERGY TERM B 1LN 06/24 C4	1,153.84	94.37 1,088.92	85.80 990.04	△98.88	—
	CAL RES TERM 1 1/2LN 12/31/21 C1	600,000.00	61.83 371,000.00	4.62 27,750.00	△343,250.00	—
	CAL RES TERM 1 1/4LN 12/31/22	200,000.00	62.00 124,000.00	25.21 50,428.00	△73,572.00	—
	CAL RES TERM 1 1/4LN 12/31/22 C1	95,000.00	87.46 83,093.75	25.21 23,953.30	△59,140.45	—
	CORECIVIC TERM B 1LN 12/12/24 C1	98,750.00	95.00 93,812.50	92.00 90,850.00	△2,962.50	—
	GAVILAN RESOURCES TRM 2LN 3/24 C1	400,000.00	37.50 150,000.00	8.50 34,000.00	△116,000.00	—
	IGAMES TERM 1LN B 10/04/2023 C1	5,000.00	96.00 4,800.00	101.75 5,087.50	287.50	—
	INFO RES TERM B 1LN 11/30/25 C1	127,842.80	94.61 120,963.57	90.62 115,857.53	△5,106.04	—
	INFO RES TERM B 1LN 11/30/25 C2	23,400.94	94.62 22,142.20	90.62 21,207.10	△935.10	—
	MURRAY ENERGY TERM DIP 7/29/20 C1	160,000.00	98.34 157,350.40	47.25 75,600.00	△81,750.40	—
	MURRAY ENERGY TERM DIP 7/29/20 C2	120,000.00	100.00 120,000.00	47.25 56,700.00	△63,300.00	—
	SANCHEZ DIP ROLL UP TL 5/11/20 C1	44,000.00	67.00 29,480.00	80.00 35,200.00	5,720.00	—
	SANCHEZ TERM 1LN DIP 05/11/20 C1	53,418.37	100.00 53,418.37	79.99 42,734.69	△10,683.68	—
	SANCHEZ TERM 1LN DIP 05/11/20 C2	48,229.11	100.00 48,229.12	79.99 38,583.28	△9,645.84	—
	TOPS MARKETS TM 1LN EXIT 11/23 C1	136,409.59	100.99 137,770.95	100.49 137,091.63	△679.32	—
	WIDEOPENWEST TERM B 08/19/23 C1	527,493.84	96.99 511,658.47	95.12 501,778.51	△9,879.96	—
貸付債権／アメリカ・ドル 小計			2,168,918.83 (233,701,004)	1,385,197.51 (149,255,032)	△783,721.32 (△84,445,972)	
貸付債権 合 計			233,701,004 (233,701,004)	149,255,032 (149,255,032)	△84,445,972 (△84,445,972)	
合 計			233,701,004 (233,701,004)	149,255,032 (149,255,032)	△84,445,972 (△84,445,972)	

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建貸付債権に関するもので、内書きであります。

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】  
ポートフォリオA

(2020年6月30日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	5,108,309,402	円
II 負債総額	9,747,993	円
III 純資産総額 (I - II)	5,098,561,409	円
IV 発行済数量	10,294,872,519	口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.4953	円

ポートフォリオB

(2020年6月30日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	4,168,933,526	円
II 負債総額	35,442,827	円
III 純資産総額 (I - II)	4,133,490,699	円
IV 発行済数量	7,759,667,725	口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.5327	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書  
フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2020年6月30日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	9,526,724,798	円
II 負債総額	258,280,692	円
III 純資産総額 (I - II)	9,268,444,106	円
IV 発行済数量	1,857,485,045	口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	4.9898	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

該当するものはありません。

### (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

#### ○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金等 (2020年6月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### ① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

###### ② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2020年6月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託147本、親投資信託47本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,031,733,361,727円です。

### 3 【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。  
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

フィデリティ投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,427,907	1,814,655
立替金	100,317	77,706
前払費用	13,866	23,391
未収委託者報酬	5,388,448	5,452,894
未収収益	741,116	633,653
未収入金	* 1                   150,419	558,652
未収還付法人税等	50,510	42,699
未収還付消費税等	120,394	—
<b>流動資産計</b>	<b>7,992,981</b>	<b>8,603,652</b>
<b>固定資産</b>		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
<b>無形固定資産合計</b>	<b>7,487</b>	<b>7,487</b>
投資その他の資産		
長期貸付金	* 1                   23,346,748	2,420,123
長期差入保証金	25,145	14,570
繰延税金資産	1,089,396	227,879
その他	430	230
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>24,461,720</b>	<b>2,662,803</b>
<b>固定資産計</b>	<b>24,469,207</b>	<b>2,670,290</b>
<b>資産合計</b>	<b>32,462,188</b>	<b>11,273,943</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金		37
未払金	* 1	
未払手数料	2,369,952	2,403,887
その他未払金	1,653,290	1,209,713
未払費用	592,634	518,188
未払消費税等	—	344,568
賞与引当金	1,469,810	750,040
その他流動負債	931	355
<b>流動負債合計</b>	<b>6,117,307</b>	<b>5,226,791</b>
<b>固定負債</b>		
長期賞与引当金	298,547	316,834
退職給付引当金	4,712,577	1,906,773
関係会社引当金	—	370,080
<b>固定負債合計</b>	<b>5,011,125</b>	<b>2,593,688</b>
<b>負債合計</b>	<b>11,128,432</b>	<b>7,820,479</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金		1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	100,000	250,000
その他利益剰余金	20,233,755	2,203,463
繰越利益剰余金	20,333,755	2,453,463
<b>利益剰余金合計</b>	<b>21,333,755</b>	<b>3,453,463</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>21,333,755</b>	<b>3,453,463</b>
<b>純資産合計</b>	<b>21,333,755</b>	<b>3,453,463</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,462,188</b>	<b>11,273,943</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	38,212,229	36,061,978
その他営業収益	3,152,985	2,825,039
営業収益計	41,365,214	38,887,017
営業費用	* 1	
支払手数料	17,804,844	16,651,629
広告宣伝費	504,887	700,958
調査費		
調査費	606,194	393,179
委託調査費	7,658,693	6,973,949
営業雑経費		
通信費	35,533	31,784
印刷費	63,293	61,362
協会費	30,701	24,701
諸会費	2,487	282
営業費用計	26,706,635	24,837,847
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,408,072	2,507,196
賞与	1,717,394	2,193,019
福利厚生費	580,285	612,591
交際費	22,538	24,462
旅費交通費	156,818	154,257
租税公課	96,478	110,239
弁護士報酬	9,625	9,913
不動産賃貸料・共益費	598,215	610,202
支払ロイヤリティ	305,883	—
退職給付費用	210,619	212,987
消耗器具備品費	8,177	8,261
事務委託費	6,249,198	4,925,533
諸経費	325,845	330,336
一般管理費計	12,689,151	11,698,999
営業利益	1,969,426	2,350,170
営業外収益		
受取利息	* 1	139,478
保険配当金		8,570
雑益		6,818
営業外収益計	154,868	114,986
営業外費用		
寄付金		41
為替差損		90,627
営業外費用計	90,668	11,668
経常利益	2,033,626	2,453,488
特別利益		
賞与引当金戻入益	* 2	—
特別利益計	—	797,838
特別損失		
特別退職金		49,075
事務過誤損失		—
特別損失計	49,075	29,235
税引前当期純利益	1,984,550	3,222,091
法人税、住民税及び事業税	385,388	240,866
法人税等調整額	296,615	861,516
法人税等合計	682,003	1,102,382
当期純利益	1,302,546	2,119,707

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208
当期変動額					
当期純利益	—	—	1,302,546	1,302,546	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,302,546	1,302,546	1,302,546
当期末残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	20,031,208
当期変動額			
当期純利益	—	—	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,302,546
当期末残高	—	—	21,333,755

第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755
当期変動額					
準備金の積立	—	150,000	(150,000)	—	—
剰余金の配当	—	—	(20,000,000)	(20,000,000)	(20,000,000)
当期純利益	—	—	2,119,707	2,119,707	2,119,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	150,000	(18,030,293)	(17,880,293)	(17,880,293)
当期末残高	1,000,000	250,000	2,203,463	2,453,463	3,453,463

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	21,333,755
当期変動額			
準備金の積立	—	—	—
剰余金の配当	—	—	(20,000,000)
当期純利益	—	—	2,119,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	—	—	(17,880,293)
当期末残高	—	—	3,453,463

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

##### 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

##### 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

#### (2) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性を勘案し、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

### 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (2) グループ通算制度への移行に係る税効果会計

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」

(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

#### (未適用の会計基準等)

##### 1. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

##### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

##### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

##### 2. 「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 令和元年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 令和元年7月4日)

##### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

##### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

\*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
未収入金	108,246 千円	481,355 千円
その他未払金	1,254,001 千円	909,606 千円
長期貸付金	21,850,000 千円	1,880,000 千円

### (損益計算書関係)

\*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業費用	11,203,862 千円	9,335,190 千円
受取利息	61,374 千円	43,406 千円

### \*2 特別利益に計上されている賞与引当金戻入益

当社グループは当会計期間において賞与引当金の見積期間（7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に）の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

### (株主資本等変動計算書関係)

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

#### 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株
合計	20,000 株	—	—	20,000 株

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株
合計	20,000 株	—	—	20,000 株

#### 2. 配当に関する事項

##### ① 金銭による配当

該当事項はありません。

##### ② 金銭以外による配当

2019年11月29日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (1) 配当財産の種類 長期貸付金
- (2) 配当財産の帳簿価格 20,000,000 千円
- (3) 1株当たりの配当額 1,000 千円
- (4) 効力発生日 2019年11月29日

### (リース取引関係)

該当事項はありません。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っております。銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建での資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

#### 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建での営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建での債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

#### 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

### 第33期（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,427,907	1,427,907	—
(2) 未収委託者報酬	5,388,448	5,388,448	—
(3) 未収収益	741,116	741,116	—
(4) 未収入金	150,419	150,419	—
(5) 長期貸付金	23,346,748	23,346,748	—
資産計	31,054,638	31,054,638	—
(1) 未払手数料	2,369,952	2,369,952	—
(2) その他未払金	1,653,290	1,653,290	—
(3) 未払費用	592,634	592,634	—
負債計	4,615,876	4,615,876	—

### 第34期（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,814,655	1,814,655	—
(2) 未収委託者報酬	5,452,894	5,452,894	—
(3) 未収収益	633,653	633,653	—
(4) 未収入金	558,652	558,652	—
(5) 長期貸付金	2,420,123	2,420,123	—
資産計	10,879,977	10,879,977	—
(1) 未払手数料	2,403,887	2,403,887	—
(2) その他未払金	1,209,713	1,209,713	—
(3) 未払費用	518,188	518,188	—
(4) 未払消費税等	344,568	344,568	—
負債計	4,476,356	4,476,356	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

第33期（2019年3月31日）

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第34期（2020年3月31日）

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,427,907	—	—	—
未収委託者報酬	5,388,448	—	—	—
未収収益	741,116	—	—	—
未収入金	150,419	—	—	—
合計	7,707,892	—	—	—

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第34期（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,814,655	—	—	—
未収委託者報酬	5,452,894	—	—	—
未収収益	633,653	—	—	—
未収入金	558,652	—	—	—
合計	8,459,855	—	—	—

金銭債権のうち長期貸付金(2,420,123千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第33期（2019年3月31日）

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第34期（2020年3月31日）

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	4,776,447
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の発生額	△35,733
退職給付の支払額	△341,816
制度改定による変動額	—
為替変動による影響額	120,471
その他	△225
退職給付債務の期末残高	4,704,708

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	4,704,708
未認識過去勤務費用	7,869
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577
退職給付引当金	4,712,577
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の費用処理額	△35,733
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	147,957

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	4,704,708
勤務費用	168,372
利息費用	7,558
数理計算上の差異の発生額	△31,353
退職給付の支払額	△2,920,688
制度改定による変動額	—
為替変動による影響額	△11,362
その他	△16,455
退職給付債務の期末残高	1,900,779

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,900,779
未認識過去勤務費用	5,994
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,906,773
退職給付引当金	1,906,773
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,906,773

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	168,372
利息費用	7,558
数理計算上の差異の費用処理額	△31,353
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	142,702

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎  
割引率 0.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は87,966千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	101,830	140,844
賞与引当金	441,058	217,927
退職給付引当金	1,451,987	583,853
資産除去債務	2,685	2,685
その他	116,978	242,912
繰延税金資産小計	2,114,538	1,188,221
評価性引当額	△803,096	△812,395
繰延税金資産合計	1,311,444	375,826
繰延税金負債		
未払金	186,975	147,947
長期貸付金	△35,073	0
繰延税金負債合計	222,048	147,947
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	1,089,396	227,879

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
	30.62%	30.62%
法定実効税率 (調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.81%	3.34%
評価性引当額	1.90%	△0.28%
過年度法人税等	△0.04%	0.49%
その他	0.08%	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.38%	34.21%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び 第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・U.Sハイ・イールド・ファンド	10,579,865	投資信託の運用
フィデリティ・U.S リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,025,455	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,447,177	投資信託の運用

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・U.Sハイ・イールド・ファンド	8,974,384	投資信託の運用
フィデリティ・U.S リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	8,352,497	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,276,573	投資信託の運用

関連当事者情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、パンプローク市	千米ドル 6,981	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4）	千円 — 6,977,863	未収入金 未払金	千円 82,094 557,126
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有間接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額	千円 450,000 61,374 429,152 —	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金	千円 21,850,000 20,309 81,239 294,863
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100 %	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 3,796,845	未払金	千円 314,928

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 9,257,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 600,501 877,675	未払金 未払金	千円 23,643 174,703
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 717,522	未払金	千円 71,425
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 305,883	未払金	千円 127,244

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
- (注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

#### 関連当事者との取引

##### (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブルーク市	千米ドル 6,981	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4）	千円 — 6,299,993	未収入金 未払金	千円 477,134 495,523
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	貸付金の回収（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額 剰余金の配当	千円 19,970,000 43,406 406,439 — 20,000,000	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金 未払金	千円 1,880,000 4,221 81,434 66,142 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 2,628,757	未払金	千円 266,506

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 10,007,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額(注4) 投資信託販売に係る代行手数料(注5)	千円 637,950 801,519	未払金 未払金	千円 4,469 174,463
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額(注4)	千円 784,703	未払金	千円 108,258

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

項目	第33期	第34期
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益	1,066,687円79銭 65,127円34銭

(注1)1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第33期	第34期
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	当期純利益(千円) 普通株主に帰属しない金額(千円) 普通株式に係る当期純利益(千円) 期中平均株式数	1,302,546 — 1,302,546 20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 事業の譲渡または事業の譲受

該当ありません。

### (3) 出資の状況

該当ありません。

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン  
ポートフォリオA (為替ヘッジなし)

約款

# フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオ A (為替ヘッジなし)

## － 運用の基本方針 －

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主としてフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。
- ② 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

#### (3) 投資制限

- ① ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑩ スワップ取引は、約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

2002年11月以降、毎月1回決算を行ない、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。
- ③ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

追加型証券投資信託（フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン  
ポートフォリオA（為替ヘッジなし））約款

（委託者および受託者）

第1条 この信託は、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB約款に規定する信託の合計で金10億円～金300億円を受益者のために利殖の目的をもつて信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB約款に規定する信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を増額することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第7項、第45条、第46条、第47条または第49条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口～300億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値により計算します。

③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する取扱金融機関等は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合には受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口

につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受けた取得申込みを取り消すことがあります。

#### （運用の指図範囲）

第12条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 第3項、第4項、第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### （投資の対象とする資産の種類）

- 第12条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ 有価証券
    - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）
    - ハ 約束手形
    - ニ 金銭債権
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ 為替手形

#### （運用の基本方針）

- 第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### （投資する株式等の範囲）

- 第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社

債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

**(同一銘柄の株式等への投資制限)**

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 第1項、第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**(信用取引の指図範囲)**

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売り出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**(先物取引等の運用指図・目的・範囲)**

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に

属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産に純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)**

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**(投資する公社債の範囲)**

第20条 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

**(同一銘柄の転換社債等への投資制限)**

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とその合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

**(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**(外国為替予約の指図)**

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

**(保管業務の委任)**

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### (有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混載寄託)

第27条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

第28条 (削除)

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、

委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年5月23日から同年11月22日までおよび毎年11月23日から翌年5月22日までとします。ただし、平成14年11月23日以降、計算期間は毎月23日から翌月22日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

#### (信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用等)

第37条 信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および要約（仮）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

#### (収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、第25条、第32条、第37条および第38条の規定による支出金を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第25条、第32条、第37条および第38条の規定による支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第40条 (削除)

#### （収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 受益者は、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、一部解約の実行の請求を行なうことができるものとします。一部解約金（第44条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、解約申込日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金額になるものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### （収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付をうけた金銭は委

託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第41条第3項に規定する支払い開始日までに、一部解約金については第41条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、委託者の指定する取扱金融機関等が第1項の請求を行なった受益者の当該請求にかかる受益権の各取得申込受付日から解約請求受付日までの期間が6ヶ月に満たない受益権について第1項の請求を受けた場合には、一部解約の価額は当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。この場合において「6ヶ月に満たない」とは当該受益権にかかる解約請求受付日が、当該受益権の取得申込受付日の属する月の6ヶ月後の月の応当日の前日以前の日となる場合をいうものとします。

なお、受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオBの取得申込をする場合には、この規定は適用されません。

ただし、平成14年11月23日以降、前記信託財産留保額は徴収しないこととします。

⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することによりこの信託およびフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB約款に規定する信託の合計で受益権の口数が20億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第45条の規定にしたがいます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないませ

ん。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

- 第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

#### (反対者の買取請求権)

- 第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

きます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかるわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.fidelity.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 変更後の第38条第4項の規定は、平成12年1月1日より適用します。

第2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成9年5月23日

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号  
委託者 フィデリティ投信株式会社  
代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号  
受託者 三井信託銀行株式会社  
取締役社長 西田 敬宇

追加型証券投資信託

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン  
ポートフォリオB (為替ヘッジあり)

約款

# フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

## － 運用の基本方針 －

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主としてフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。
- ② 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

#### (3) 投資制限

- ① ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑩ スワップ取引は、約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

2002年11月以降、毎月1回決算を行ない、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。
- ③ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

追加型証券投資信託（フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン  
ポートフォリオB（為替ヘッジあり））約款

（委託者および受託者）

第1条 この信託は、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA約款に規定する信託の合計で金10億円～金300億円を受益者のために利殖の目的をもつて信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA約款に規定する信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を増額することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第7項、第45条、第46条、第47条または第49条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口～300億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値により計算します。

③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する取扱金融機関等は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合には受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につ

- き1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受けた取得申込みを取り消すことがあります。

#### （運用の指図範囲）

第12条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 第3項、第4項、第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### （投資の対象とする資産の種類）

- 第12条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ 有価証券
    - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）
    - ハ 約束手形
    - ニ 金銭債権
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ 為替手形

#### （運用の基本方針）

- 第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### 第13条の2 （削除）

#### （投資する株式等の範囲）

- 第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に

上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### （同一銘柄の株式等への投資制限）

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 第1項、第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### （信用取引の指図範囲）

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### （先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。

- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  - 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産に純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (投資する公社債の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とその合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任する

ことができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

**(有価証券の保管)**

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

**(混蔵寄託)**

第27条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第28条 (削除)

**(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

**(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)**

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

**(再投資の指図)**

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**(資金の借入れ)**

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**(損益の帰属)**

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### (受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### (信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年5月23日から同年11月22日までおよび毎年11月23日から翌年5月22日までとします。ただし、平成14年11月23日以降、計算期間は毎月23日から翌月22日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

### (信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

### (信託事務の諸費用等)

第37条 信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
  2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
  3. 目論見書および要約（仮）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
  4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
  5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  6. この信託の受益者に対する公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

### (信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、本

条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、第25条、第32条、第37条および第38条の規定による支出金を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第25条、第32条、第37条および第38条の規定による支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第40条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 受益者は、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、一部解約の実行の請求を行なうことができるものとします。一部解約金（第44条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、解約申込日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金額になるものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請

求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付をうけた金銭は委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第41条第3項に規定する支払い開始日までに、一部解約金については第41条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、委託者の指定する取扱金融機関等が第1項の請求を行なった受益者の当該請求にかかる受益権の各取得申込受付日から解約請求受付日までの期間が6ヶ月に満たない受益権について第1項の請求を受けた場合には、一部解約の価額は当該請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。この場合において「6ヶ月に満たない」とは当該受益権にかかる解約請求受付日が当該受益権の取得申込受付日の属する月の6ヶ月後の月の応当日の前日以前となる場合をいうものとします。

なお、受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオAの取得申込をする場合には、この規定は適用されません。ただし、平成14年11月23日以降、前記信託財産留保額は徴収しないこととします。

⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することによりこの信託およびフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA約款に規定する信託の合計で受益権の口数が20億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第45条の規定にしたがいます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信

託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

#### (反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、

受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.fidelity.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 (削除)

第2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成9年5月23日

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号  
委託者 フィデリティ投信株式会社  
代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー  
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号  
受託者 三井信託銀行株式会社  
取締役社長 西田 敬宇

